

世田谷区地域保健福祉審議会
第3回 高齢者福祉・介護保険部会

次 第

令和5年5月17日(水)
18時30分～
於 ブライトホール

1 開 会

2 案 件

(1) 報告案件

資料1 第2回 高齢・介護部会における主な意見等の要旨

資料2 基本計画大綱について

(2) 事例紹介

資料3 各委員による事例紹介について

(3) 審議案件

資料4 各施策の審議について

安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

資料5 第9期高齢・介護計画策定にあたっての考え方 骨子(案)について

3 その他

「令和4年度 世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態踏査 報告書」を本日より、以下の区ホームページのリンク先で公開しましたのでご覧ください。

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>高齢者施策に係る計画・方針等>
令和4年度 世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書(ページ番号
185633)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/007/d00185633.html>

4 閉 会

<次回(第4回)予定>

7月5日(水) 18時30分～(2時間程度)

於 ブライトホール

第2回 高齢・介護部会における主な意見要旨

カテゴリ	意見の要旨
9期計画への視点について	<p>○区民を単なる行政の対象と考えるのではなく、共に世田谷区をつくっていく主体として捉えることが重要である。本質を捉え、実現するには、区がやらなければならないことだけでなく、区民や専門職、医療、介護、福祉関係者がやらなければならないことと、区民自らがやらなければならないことを考えて、計画を策定すべき。区は独り相撲にならないで、もっと区民や事業者、団体を信用して、それぞれにお願いすることはお願いすることが重要である。区で全てできるわけではないし、行政が全てやってはいけない分野が出てきている。個人の生きがいや、生き方は本当は個人の問題だから、あまり区に言われたくないという人も多いと考える。だから、区の独り相撲にならないようにしていかないと、やはり手を差し伸べられても応じないということにつながるのではないか。そのところの兼ね合いが非常に大事である。生活に近い行政分野になればなるほど、そういったことの配慮が必要であり、反発する人は反発することになってしまうということになりがちだ。世田谷区は進んでいるだけに、慎重に考える必要がある。</p>
健康寿命の延伸	<p>○健康寿命を延伸するためには、高齢者にアプローチするだけでは足りない。例えば孤独になる原因は、高齢期の問題だけではなく、パーソナリティや人間関係等が関わることから、若いときから高齢者で孤独にならないようアプローチする必要があると考える。</p> <p>○介護予防については、スポーツや文化活動といった高齢福祉部以外の部署といかに連携していくかが重要である。</p> <p>○区は、フレイル予備群を「通いの場」で把握するだけでなく、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、もっと広い対象から把握すべきである。</p> <p>○重度化防止については、事業者インセンティブがないことから、介護予防のインセンティブと合わせて議論してはどうかと考える。介護事業者団体として、在宅生活を支えることを最重要課題とし、高齢者だけでなく子育て支援も含め、あらゆる形で健康づくり、予防、重度化防止の3つ全てに関わっている。我々の団体で半数以上を占める訪問、通所事業所の職員は区民が多いことから、BCPを含め、地域包括ケアの基本的な取組みにどう関わられるかといったことを考えていただきたい。</p> <p>「食・口と歯の健康づくりの質の向上」は重要な取組みである。</p>

カテゴリ	意見の要旨
健康寿命の延伸 (つづき)	<p>○良い取組みが、要援護者本人に届かない、届いたとしても、受援要請が低いといったことがある。特に社会的孤立度の高い人は、受援要請が低い。窓口やサービスのメニューをつくったで終わるのではなく、どう届けるかの仕組みや連携のところも、もう一步踏み込んで考えなくてはならない。また、重層的支援体制整備事業の伴走型支援で、援助拒否したから終わりではなく、見守りながら支えていくような仕組みをどこかに位置づけていく必要もある。</p> <p>○「自宅でできるオンライン形式の介護予防講座」に積極的に取り組んでいただきたい。</p>
高齢者の活動と参加の促進	<p>働くことやボランティア、パトロール、子どもの支援等のライフワークを持っていて、心の中から生きがいがあることが高齢者の健康につながる。また、これまで培った知識を活かして高齢者が働くことができれば、労働力として社会に大きく貢献できる。</p> <p>高齢者の活躍は介護予防にもつながるということから、高齢者が生きがいを持って活躍できる場を介護予防のところでも広げていくことが、介護予防そのものを推進することにもなる。</p> <p>60代や70代の方は感覚がまだ若いので、今までの力を生かして仕事やボランティア等に取り組めるような、新たな場が世田谷区にあったら良いと考える。</p> <p>○行政には、職場でのいじめへのチェック等を含んで、高齢者が働きやすいようにサポートをしていただきたい。</p> <p>○シルバー人材センターで就労する方が安心して働けるように環境を整えていただきたい。</p> <p>区の居場所や参加と交流の場が不足していることが課題ではなく、これだけやっているにも関わらず、区民がどれだけ知っているのか、なぜ知らない状況にあるのかを考えることが課題である。区だけでやろうとしていて、いろんな人を巻き込んでいないのではないかと考える。特に事業者を巻き込んでいないのではないかと考える。事業者として、区からこういうことをしてくれと言われたことは、あまりないというのが正直なところで、すごく残念に感じている。むしろこういうことをいっぱいいろいろなことをやっているんだから、事業者にも協力してほしいといった、メッセージをぜひ出していただきたい。</p> <p>地域包括ケアの地区展開や協議体において、コロナ禍で協働が生きていないことが実情だと考えているので、区は数字も含めて勘案していただきたい。</p>

2 事例紹介の要旨

(1) 地域活動団体

団体	要旨
<p>世田谷区町会 総連合会 水野委員</p>	<p>○町会自治会の活動の例として、定例的にフラダンスや創作舞踊、音楽等の地域サークルの方々の発表会を開催している。その発表会には50人前後程の方々が参加し、終了後にお茶を飲みながら懇談をしている。高齢者だけでなく、子どもたちにも集まってもらって楽しんでもらえること、社協と協力して喫茶室での茶話会やココロンの会と一緒に音楽会も開催している。</p> <p>○約190の町会・自治会が全てでそういうことをやっているのではなく、それぞれその町、その町会・自治会が特色のある活動をしている。コロナ禍で、この3年間、活動しにくい状況であったが、今年に入ってから、少し明るい兆しが出てきている。そのような中で、各町会・自治会が独特のカラーで、その地域において、福祉という問題について、考え、活動していくのではないかと考える。</p>
<p>地域デイサービス「ダンディエクササイズクラブ」 藤原委員</p>	<p>○このクラブは、楽しく仲間とプロの解説を聞きながら、一緒にちょっと競い合って運動することで丈夫な体をつくり、元気で長生き、健康寿命を延ばすことを目指している。</p> <p>○月4回ほど、最初に体操を行い、その後は調理や食事をして、脳トレや歌、eスポーツ等のゲーム、月に1回はそばエクササイズ等を行っている。当初は体操だけであったが、食事をし、一生懸命ゲームやクイズ、歌を歌うことで親密度がアップした。</p> <p>○理想の楽しく通える居場所づくりということ、誰がつくるかといったら、やっぱり誰かが覚悟してやらなきゃいけない。その人材を発掘すれば意外にできると思う。また、社協、あんすこ、民生委員等の協力も必要。</p> <p>○高齢男性は、地域の居場所と生きがいを求めている。元気で長生き、人に世話をかけず、健康で寿命を延ばしたいというのが皆さんの本音だと思う。退職の方は家庭以外、地域の居場所はなかなかないということ、気軽に話し合える友達もできれば欲しい、真剣に向き合うものが何か欲しい、自分の培ったものが生かして世の中に貢献できたらさらにいいなと、そしてその成果が形になって、金銭的にも潤いがあればさらによい。少しでも働きながら、社会に貢献しながら、高齢者のパワーを生かし、また受け止める、そういうサークル、クラブをつくっていきたい。</p>

カテゴリ	意見の要旨
世田谷区民生委員・児童委員協議会 藤原委員	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員を中心として介護職員、医療関係者、親族等がひとり暮らしの精神科医の高齢女性に寄り添った事例。 ○ある日歩けなくなり入院したことから民生委員としての支援をスタートした。退院しても、介護保険の導入で自活できるようになるまで民生委員として寄り添った。入院時から医師の治療に拒否的で、退院してからも親族の関わりは受け入れなかった。 ○認知症状が出てからは在宅での生活は難しくなったが、本人が自宅で過ごすことを望んでいたため、民生委員、ケアマネ、ヘルパー、往診医師、区ケースワーカー、親族、成年後見人等の関係者が在宅での生活を支えた。その後、手厚い介護を進めると、周りの方と打ち解け、穏やかな日々を過ごすようになった。
世田谷区社会福祉協議会 西崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍で地域支えあい活動の休止が相次いだ。これによって高齢者の身近な集いの場が減少し、孤立、フレイルの進展といった様々な生活課題が増加した。社会ではリモートが浸透した一方で、高齢者はSNSやワクチン接種予約等のデジタル機器の利用が不得手の方も多かった。 ○そこで、地区サポーターと協力してスマホ講座を開催した。スマホ講座は年を追うごとに増加していることから、ニーズの大きさを実感している。また、ここで高齢の参加者同士の交流はもちろん地域住民である地区サポーターとの世代を超えた交流を深まった。 ○地域支えあい活動では、スタッフの高齢化と活動場所の不足が課題である。地区サポーターのさらなる確保や事業者に空きスペースを利用できないか働きかけている。

(2) 医療従事者

団体	要旨
<p>世田谷区医師会 小原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○世田谷区医師会では、ICTを利用した多職種ネットワークシステム、メディカルケアステーション、通称MCSを導入している。MCSは、2月末現在、ユーザー数が1,899件、患者グループ総数が2,542件を有し、在宅患者の緊密で迅速な情報共有をもって包括的な支援を行っている。 ○MCSには、セキュリティーや登録手続等の煩雑さ、閲覧・返信の拘束感等の負担感はあるが、無料であり、また利用者情報をどこでもリアルタイムにアクセスでき、医療介護業務の改革改善に非常に有用である。 ○地域包括ケアシステムの5要素、医療、介護、予防、住まい、生活支援における患者を中心とした支援体制により一層の多様化が予想される。その中でも医療については、地域の医師を束ねる地区医師会として、在宅医療のさらなる充実に向けて、連携体制づくりが重要である。医療、介護、福祉、行政と、これらの情報をこういったICTなどをうまく利用しながら、連携をしていく必要があるんだろうと考えている。
<p>玉川医師会 山口委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症について、本人や家族が物忘れ外来で診断を受けた後のケアが分からず、空白の期間が生じてしまうことがある。心理的、財政的に将来の不安の緩和や介護保険の紹介だけでなく、ピアサポートや、コミュニティとのつながりを支援する非薬物療法を提供することが医療に求められていると考えている。 ○在宅医療について、「ホスピタルアットホーム」といって、急性疾患や病院退院直後の方に対して濃厚な在宅医療を提供することが試みられている。また、「クライシスレゾリューションチーム（危機解決チーム）」といって、認知症も含めて急性期の精神科病棟へ入院される患者さんを評価し、入院よりも自宅での治療が好ましいと判断された際に自宅で集中的な治療を行うことも試みられている。 ○フレイルについて、栄養、身体活動、社会参加の3本柱では足りなくて、医療連携によりフレイルの原因を知ったうえでの対応が必要ではないかと言われている。そこで、玉川医師会ではロコモフレイル委員会というのを立ち上げ、ロコモフレイルの診断ネットワークというのを構築したらどうかと考えている。 ○孤立対策のトピックとして、社会的孤立と認知症の発症率に関係があると言われている。最近、社会的処方と言って、プライマリーケア医が社協等に患者を紹介するという仕組みをつくるということが家庭医療学会や在宅医療連絡会等で議論されている。

団体	要旨
玉川医師会 山口委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○人がつながるまちづくりについて「おやまち暮らしの保健室」ということをやっているが、東京都市大学の大学生が楽しそうに取り組んでいるのが一番のポイントである。 ○介護予防から生涯スポーツに考え方を転換してはどうか。 ○かかりつけ医機能について、外来医療、在宅医療の提供に加えて、休日夜間対応が重要になるのではないかと国で議論されており、非常に注目している。
世田谷区歯科 医師会 大竹委員	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅で歯科医に行かず、どの歯科医に行ったらいいかわからない方等に歯科医を紹介する「訪問かかりつけ歯科医紹介」という事業がある。また、歯科医師会では、あんすこやケアマネ、他の事業者が集まり、実際に歯科医と話をし、交流を深め、この先生だったら大丈夫だなということを見ていただく多職種交流会も行っており、参加していただき、訪問を希望されたら良いと思う。 ○介護認定を受けている方等で外出できない方に訪問して無料で口腔ケアの健診をする「訪問口腔ケア健診」という事業がある。実際に訪問すると、歯を磨く必要性を知らない方や、嚥下機能が低下しているにもかかわらず、ほかの家族と同じような食事を出して食べてくれないといった相談を受ける。ぜひこの事業を活用いただき、区民のお口の中、全身に関わる健康に役に立ちたい。課題は、申し込み先が区となっているが、この事業がなかなか認知されていない。区をはじめ、ケアマネ等の力が必要で、多くの方に知ってもらい、この事業を有効活用していただきたい。 ○75歳以上の方を対象に「すこやか歯科健診」を行っているが、申込先のあんすこ等からも区民に周知いただきたい。
玉川歯科医師 会 岩間委員	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔機能は、食べる、しゃべる、呼吸をするといった身体的機能だけではなく、人とのコミュニケーションに必要な会話や感情表現の機能、審美的要素といった精神的機能をも担っており、日常生活の中心的な機能である。 ○口腔内が虚弱になっていく、オーラルフレイルという概念ができた。例えば食べこぼしや、唾液の流涎、滑舌が不自由になったりが口腔機能低下症という病名がついている。 ○フレイルの状態でも早期発見し対処するために「お口の元気アップ教室(世田谷区委託事業)」を開催し、様々な検査を行うとともに、基礎的知識やトレーニング方法を学んでいただき、口腔機能を向上させることを目指している。 ○リピーターが多いが、教室の認知度が低いこと、また、健康状態や介護度さえもわからない方が教室に来られることが、課題である。

団体	要旨
世田谷薬剤師会 佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> ○年1回、ケアマネ、あんすこ、ヘルパー等が参加している多職種連携会議（世田谷区福祉人材育成センター主催）に薬剤師会が講師を派遣した。今年は糖尿病に関して、薬の説明や勉強会と、ある薬局の外来と訪問薬剤に関する事例紹介を行った。 ○薬剤師会として年1回の医薬品についての勉強会や年2回の玉砧薬剤師会と合同での研修会、あんすこ主催の地区連携によるケア会議に積極的に参加している。 ○多職種連携なくしては、訪問薬剤指導の機能が十分に発揮できないのではないかと考える。
玉川砧薬剤師会 小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ○薬局は、調剤だけでなく、適正な使用に必要な情報提供と指導を行う場所である。薬剤師は、正しい服薬情報だけでなく、処方医へのフィードバックや他職種への情報提供など対人業務が重視されてきている。今後は、調剤をして患者に渡すだけでなく、気になる患者に対して関わりを続け、必要に応じて処方医に情報提供するなど、薬物療法期間を通じての支援に力を入れたい。 ○玉川地域は、古くから3師会で区民向けの公開講座等を行うなど、玉川医師会、玉川歯科医師会とのつながりが強い。ここにあんすこの管理者が加わり、「玉川地域つながる会」を組織して定期的に会議や研修会を実施してきた。この会から「あなたを支える医療・介護のケアチーム（利用する医療・介護の連絡先等を記入するカード）」ができた。薬局でお薬手帳を作成した際や訪問介護や訪問診療が始まったばかりの患者や家族等に渡している。課題は、代理の方が薬局に来たときに患者と直接コンタクトが取りづらく、こういった問題点があるのかというの分かりにくい。お薬手帳にこのカードが入っていれば、何か問題があったときに連絡しやすくなる。 ○砧地域では「ご近所フォーラム」に参加することで地域連携を進めてきた。この地域の特徴は、医療・介護職だけでなく、社協、自治会、商店街、学校、民生委員と非常に幅広い多職種連携ができているところだと考える。 ○烏山地域は、介護施設が多い地域で、在宅専門のクリニックが増加してきており、クリニックの先生方が中心となり多職種連携の会というのが構築された。よりお互いの本音を言い合うためにハードルを下げ、薬剤師会が烏山座談会を企画、実施している。今年度は災害時の薬物管理について考えようといった計画が上がっている。 ○第9期計画はデータヘルス改革、医療DXが避けられない。薬局、薬剤師が窓口となり、メリット等を患者や住民伝えたい。処方箋を受け付けたときだけでなく、チームアクセスやソーシャルアクセスも併せて、全体的な総合的な対人業務の充実を目指したい。

答 申

令和4年9月8日、貴職より当審議会に諮問された、世田谷区基本計画を策定するにあたっての区政運営の基本的な考え方につきまして、調査・審議を重ねた結果、結論を得ましたので、ここに答申いたします。

令和5年3月29日

世田谷区長

保坂展人様

世田谷区基本計画審議会

会 長	大 杉 覚		
副会長	鈴 木 秀 洋		
委 員	青 柳 正 規	委 員	涌 井 史 郎
	江 原 由美子		安 藤 毅
	小 林 光		尾 中 俊 之
	汐 見 稔 幸		佐 伯 怜 華
	中 村 秀 一		下 川 七菜子
	長 山 宗 広		羽毛田 恒 祐
	森 田 明 美		

世田谷区基本計画大綱

令和5年3月

世田谷区基本計画審議会

目次

1. 計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ 1
(1) 世田谷区をめぐる状況	
(2) 目指すべき未来の世田谷の姿	
(3) 計画策定にあたって考慮すべき事項	
2. 基本方針	・ ・ ・ ・ 5
(1) 区が目指すべき方向性	
(2) 計画の理念	
3. 政策	・ ・ ・ ・ 7
(1) 重点政策	
(2) 分野別政策	
4. 計画実行の指針	・ ・ ・ 1 1
基本計画大綱体系図	・ ・ ・ 1 3
資料	・ ・ ・ 1 4

【世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決）に定める「九つのビジョン」】

- ・個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- ・子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- ・健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- ・災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- ・環境に配慮したまちをつくる
- ・地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- ・文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- ・より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- ・ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

1. 計画策定にあたって

世田谷区は、平成 25 年 9 月に区議会で議決された世田谷区基本構想のもと、現行の基本計画に基づき、マッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により取組みを進めてきた。そして、区制 100 周年を見据え、令和 6 年度を初年度とする向こう 8 ヶ年の基本計画を策定することとしている。新たな基本計画において、基本構想に込められた目標や理念を踏まえ、その実現に向けて区が目指すべき将来像や方向性の具体化を進めるにあたり、世田谷区基本計画審議会では、策定にあたっての基本的な考え方などを整理し、基本計画大綱として明らかにする。

(1) 世田谷区をめぐる状況

世田谷区の総人口は、地価高騰が顕著であった時期と並行するように昭和 62 年（1987 年）から減少し、その後、平成 7 年（1995 年）以降は一貫して増加してきたが、令和 4 年（2022 年）に減少に転じ、今後もこれまでのような右肩上がりの人口増加は見込めない状況に直面していく。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生命や健康のみならず、地域コミュニティや社会経済活動にも重大な影響を及ぼした。さらに、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発など災害が常態化しており、区民の日常生活を脅かしている。こうしたこれまでに前例のない地球規模のパンデミックや気候危機が、区政の根幹を揺るがしかねない事態となっている。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、区政には大きな転換が求められている。

こうした状況のなかで、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性などを守り育て、子どもや若者の世代へと引き継いでいくためには、まずは区民の人権が尊重され、生命と健康を守ることに最優先に取り組む、より安定した生活基盤の構築に努め、区民の安心感を確保することが何よりも大切である。また、安心感の確保に留まることなく、社会の閉塞感を打破し、今後世田谷区が自治体としてさらなる発展を遂げていくためには、ワクワク感の創出により人や社会に幸福感や肯定感を生み出し、レジリエンス¹を高めながら、参加意欲や行動意欲の醸成を図ることが重要である。さらに、多様性を尊重し活かしていく視点から幅広い参加機会を確保したうえで、参加と協働の基盤を強化し、持続可能な未来を確保していく必要がある。

持続可能な未来とは、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来のことである。区民生活、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営における現状と課題を踏まえたうえで、目指すべき持続可能な未来の姿をしっかりと見据え、その実現に確実に寄与する政策を明確にして推進していく必要がある。

¹ 困難な状況をしなやかに乗り越え適応する力

(2) 目指すべき未来の世田谷の姿

①区民生活について

区民生活については、人と人とのつながりの希薄化や町会・自治会への加入率低下が進むなか、長期化するコロナ禍が地域コミュニティの分断に追い打ちをかけてきたことで、社会的な孤立や孤独が大きな問題となっている。区民の生命と健康を守るため、日常生活における必要な支援をはじめ、すでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持することを最優先するとともに、住民同士が多様性を尊重しながらつながりを深め、相互に助け合える関係性を築けるよう、誰もが様々な活動に参加し、多様な出会いにつながる機会・場の創出を図るなど、住民の参加意欲や行動意欲の醸成につながるポジティブなまちづくりを進めることが重要である。また、地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、住民が主体的に地域課題に向き合うとともに、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値を創造しながら公共のあり方を再構築するような住民自治の実現を目指す必要がある。

人口減少の兆候や少子高齢化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子ども・若者が住みたくなくなるまちの実現が不可欠である。子ども・若者を権利の主体として位置づけ、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開を図るとともに、子どもを生き育てやすい環境と若者が活躍できる環境の整備を進める必要がある。

学校教育も大きな転換期を迎えている。画一的な学び方から個に応じた多様な学び方へと転換し、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べる新たな学校教育を目指していく必要がある。また、子どもの将来性や可能性を保障するため、多様な学びの場を確保することが重要である。

今般の急変する社会状況に対応していくためには、状況に応じて必要な知識や情報を随時習得していくことが不可欠であり、学校教育に加え、あらゆる世代を対象とした教育の重要性が増している。地域の多様な社会資源と連携、協働し、生涯学習の基盤を整え、誰もが生涯を通じて何度でも学び直すことができる環境を整備する必要がある。

②地域経済について

地域経済については、コロナ禍以降、リモートワークが進み職住一体も見られるようになり、地域の中で「働く」ということがますます重要視されてきている。また、区民生活をベースとする起業や創業も区内で活発に見受けられるようになってきた。事業所や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、起業家の輩出や育成を支える基盤づくり、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興などを進める必要がある。

③都市基盤について

都市基盤については、区民が安全で快適に暮らし続けられるまちの実現に向け、社会インフラの計画的な維持・更新に取り組むとともに、防災・減災の視点を加味した災害に強い街づくりを進める必要がある。また、区民の利便性向上に向け、道路や公共交通環境の維持保全や整備拡充を図るとともに、地域や文化に根差した歴史ある風景や街並みを守りつつ、区内外の人を惹きつけ、居住地として選ばれる新たな魅力と活力が感じられる都市の創出を図ることも重要である。

④自然環境について

自然環境については、人と自然が支え合い地球環境の健全性を維持していくことは、世田谷の取組みだけでは難しい。世田谷のことだけを考えるのではなく、他自治体や国際社会への影響などを常に意識して協力連携を図りながら、自然・生態系の損失を食い止め回復させていく視点を重視し、自然が持つ多様な機能の活用も進め、自然との共生を目指す必要がある。また、人類の生存を脅かしている今般の気候変動を抑えるため、人の行動や社会のあり方を変えていく必要があり、地球規模で取組みを進めて脱炭素社会を実現し、環境負荷の軽減を図らなければならない。

⑤自治体経営について

自治体経営については、資源や資産に限りがあることを十分認識し、経営効果の最適化を図らなければならない。また、縦割りではなく複眼的な視点からシナジー効果^{※2}の発揮も視野に入れ、取組みを横断的に展開することが重要である。まずは、職員の意識改革や業務改善を図る必要がある。あわせて区民手続きや相談支援のオンライン化を図るなど行政のデジタル化の取組みを進めるとともに、区民の利便性向上を図ると同時に区民主体のサービスデザインを徹底し、区民や事業者ともイノベーションを図りながら、最新の技術や知見に基づき、常に変革し続け柔軟に対応可能な自治体経営を実現する必要がある。

(3) 計画策定にあたって考慮すべき事項

①最上位の行政計画としての内容

- 地域課題は複雑化・複合化しており、その解決のためには、分野横断的に対応する必要があるとともに、行政だけでは実現できず、区民をはじめとする多様な主体との連携・協働が不可欠である。したがって、最上位の行政計画である基本計画には、分野別計画では描けない分野・領域を超えた横断的な視点や、多様な主体との連携・協働の視点から政策を位置づけるべきである。各政策や施策の相互の関連性によってもたらされる効果や影響を勘案しつつ、生態系への影響や他自治体との関連性などの幅広い視点も持ち、計画の検討を進めていくこと。
- 政策や施策を掲げる際には、SDGsなど多面的に捉えた目標に照らし、分野横断的な視点で最適化を図ることのできる計画とすること。
- 将来予測がますます困難となる中、計画上に想定のない事態が生じた際にも役立つ指針となるよう、不測の事態への対応方針についても盛り込んだ計画とすること。
- 基本計画が区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針となるよう、計画で定める考え方を各分野の個別計画にも着実に反映し、具体的な取組みを進めること。

②バックカスティング

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする今般の社会課題は、社会状況に急激かつ急速な変化をもたらしており、行政にはこれまで以上に臨機応変かつ迅速な対応が求められている。現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する視点（バックカスティング）も踏まえ、計画の検討を進めていくこと。

² 相乗作用によるプラスの効果。

③EBPMの推進

- EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、より効果的で実効性の高い政策や施策の立案を目指すこと。

④目標指標の設定のあり方

- 行政の透明性を高め、計画の進捗状況を区民がわかりやすく理解できるようにするため、それぞれの施策を構造化し、上位施策に対して目標指標を設定して、本来の目標が希薄化しないようにするとともに、区民の幸福感、満足感、安心感など主にアンケートから得られる主観的指標と統計データなどから得られる客観的指標をバランスよく取り入れるなど適切な指標の設定に努めること。

⑤区民意見の反映

- 本大綱をはじめ、区民や区議会、ステークホルダーなどからの意見や提案を尊重するとともに、子どもや若者の意見を集約する機会やパブリックコメントなどの区民意見を聴取する機会を設け、幅広い区民の参加を得ながら計画を策定すること。

私たちは、このような認識に立ち、以下のような基本計画のあり方を提案する。この提案を世田谷区は真摯に受け止め、実効性ある計画を作成するよう要望する。また、本計画の実現に向け、今後の区の政策や施策がより効率的、効果的な形で展開されるよう、本計画を十分踏まえて政策決定を行うよう要望するとともに、本審議会終了後も、本大綱の趣旨が実現されていくようモニタリングする仕組みの創設を提案する。

2. 基本方針

世田谷区基本構想の実現に向け、今般の社会情勢などを踏まえ、今後の世田谷区政の基本方針として、区政が目指すべき方向性及び区政運営の基本的な指針である基本計画の理念について、次のとおり定める。

(1) 区政が目指すべき方向性

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

世田谷区基本構想を実現し、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性を子どもや若者の世代に確実に引き継いでさらなる発展を遂げていくためには、持続可能性の視点を中心に据えた区政運営が不可欠であり、区民生活をはじめ、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営などにおいて、持続可能な未来に向けた環境整備を図っていくことが重要である。

引き続き参加と協働を区政の基盤とし、公共的役割を担い地域を支えている町会・自治会や商店街、世田谷が誇る豊富な地域人材や地域資源などとの連携強化により参加と協働のさらなる促進を図りながら、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来の確保を目指していく。

(2) 計画の理念

計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方として、次の6つの理念を掲げる。

①参加と協働を基盤とする

- 地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、持続可能な社会の構築に向け、参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とする。
- 今般の危機的社会状況のなかで、現状を打破して持続可能な未来を確保していくため、わくわく感を創出して人や社会に幸福感や肯定感を生み出しながら、レジリエンスを高め、参加意欲を醸成し、さらなる参加と協働の促進に結びつける。
- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- 区内には事業所が多数存在し、民間企業や職能団体なども地域社会を構成する一員として大きな役割を担っていることから、事業者などへの働きかけを進め、区民・事業者との連携強化に努める。
- 多様な出会いの機会・場を創出し、住民自治を充実させることを通して、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

②区民の生命と健康を守る

- 区民の生命と健康を守ることは、自治体として何よりも重要な課題であり、引き続き最優先に取り組む。子どもや若者から高齢者まで誰もが生命や健康を守られ、地域や他者との関わり合いの中で元気に自分らしく生きていける社会の実現に向け、医療、保育、教育などにおけるすでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持するとともに、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点を取り入れる。

③子ども・若者を中心に据える

- 子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体であり、大人と同様に地域社会を構成する一員である。地域を一緒につくっていく主体として明確に位置づけ、子ども・若者が参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるように子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考える。
- 将来の人口減少局面を見据え、次代の社会を担う子ども・若者が住み続けたい、住みたくなる地域づくり、子育てしやすい環境づくりの視点を取り入れる。

④多様性を尊重し活かす

- 高齢者や障害者、外国人^{※3}など異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、性別や年齢、国籍、文化の違いや障害の有無から、価値観や単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯などの家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていく。
- 特別なニーズを持つ人のための的確かつ柔軟な支援と誰でも参加、活動できる場の確保の両面の視点に配慮する。

⑤地域・地区の特性を踏まえる

- 地域に密着したサービスや地域の実態に即した参加と協働のまちづくりを展開するため、世田谷を均質化して考えるのではなく、各地域や地区の人口構成や世帯構成、地域資源、課題などを十分考慮し、区民ニーズを的確に捉えて政策・施策を組み立てる。
- 世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画と十分な整合を図る。

⑥日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

- 災害対策は日常生活と切り離して考えるものではなく、平常時から防災・減災の視点を意識し、平常時の取組みを災害時にも役立てるといった考え方が大切である。また、気候危機への対応は地球規模の大きな転換が必要な課題であり、自然環境と共生した社会の実現に向けては、日本、地球の健全な環境の維持に対して適切な役割を果たすべく日常生活におけるあらゆる取組みをいかに環境負荷低減につなげていけるかといった視点が重要となる。そのため、日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考える。

³ 日本においては、日本国籍を有しない者を意味する。ただし、世田谷区基本計画大綱においては、外国人に関する「多様性の尊重」について、国籍だけではなく、多様な文化（言語・生活習慣・宗教等）を持つ人々を含むものとし、この人々を含めて「外国人」と表記する。

3. 政策

(1) 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置付ける。

① 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

- 子ども・若者は一人ひとりが権利の主体であり、地域社会を構成する一員である。地域を一緒につくる主体として、子ども・若者の声をしっかりと聞き政策に取り入れるため、子ども・若者が継続的に意見を表明しやすい環境づくりや意見を反映させるための仕組みづくりを進める。
- 様々な価値が形成される子ども期に、すべての子どもが自らの選択により地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場が身近にある環境づくりを進めるとともに、若者施策として、若者が地域で力を発揮できる機会の充実を図るほか、若者の起業支援を検討するなど、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の今に焦点をあてた施策展開を図っていく。
- 大人になってからの生活に大きな影響を与えるといわれる非認知能力^{※4}を、遊びや生活を通して育むことができるよう乳幼児期の教育・保育の質の向上を図っていく。
- 「子ども・子育て応援都市」をバージョンアップして子育て基盤の充実を図るとともに、妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう在宅子育て支援も充実し、保育と福祉、医療のさらなる連携強化に取組み、子どもを生み育てやすい環境の整備を進める。
- 子どもの減少に応じて単に支援や施設を減らすのではなく、妊娠期を含めたすべての子育て家庭を対象にした子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、多世代交流を含めた地域や人とのつながりに資する機能付加の視点を取り入れ、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的に組みかえ、一体化する方向を目指していく。

② 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

- 画一的な学び方から個に応じた多様な学び方へとこれまでの学校教育を大きく転換させる時期を迎えている。子どもたちが自ら地域課題の解決策や興味、関心が高いテーマなどについて考える探究的な学びへと転換させ、「参加・協働」の視点も一つのキーワードとして捉えながら、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べる新たな学校教育を目指していく。
- 増加する不登校の子どもへの支援やインクルーシブ教育の実現に向けた取組みが求められるなか、一人ひとりの子どもの将来性や可能性を保障するためにも、多様な学びの場の確保や支援策の検討を進めていく。
- 急激に社会状況が変化する今般の社会において、リカレント教育や学び直しができる環境の確保は重要な課題である。地域の多様な社会資源と連携、協働し、社会教育の充実や区民の主体的な学びの支援に取組み、区民が社会性を育む生涯学習の基盤を整

⁴ 主に意欲・意志・情動・社会性に関わる「自分なりの目標に粘り強く取り組む力」「人と関わる力」「自分の感情や行動をコントロールする力」などの要素からなる。

える。

- 学んだことを生かせる機会や場の充実も図りながら、誰もが生涯を通じて何度でも学び直しができ、様々なことに積極的にチャレンジできる社会の実現を目指していく。

③多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成

- 社会的な孤立や孤独が大きな社会問題となるなか、町会・自治会を中心とするコミュニティを基本に、お祭りなどの地域の誰もが参加できるイベントを定期的を開催するなど、地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、全ての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心がけ、住民相互の関係性を深め、災害時にもお互いが支え合い、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図っていく。
- 地域には高齢者や障害者、外国人など多様な方々が暮らしており、多様性を認め合い、新たな出会いが生まれることで、地域住民同士の新たなつながりが芽生え、地域活動などへの参加意欲の向上にもつながる。地域住民の自主的な活動が重層的に展開できる環境の整備や文化・芸術・スポーツの振興などに取り組み、多様な出会いの機会の創出や誰もが様々な活動に参加できる機会の確保を図りながら、アクティブでポジティブなまちづくりを進めていく。
- 身近な地域や地区におけるコミュニティの醸成にあたっては、世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づき、まちづくりセンター、総合支所、本庁の三層制のもと、地域に密着した総合的な行政サービスと地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図りながら、地区・地域における課題解決力の向上を目指していく。

④誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化

- 日常生活における必要な支援に加え、生活拠点となる住まいの確保への支援も重要な課題であり、特に単身高齢者や障害者、ひとり親家庭への支援を強化する必要がある。また、深刻化する貧困問題は、実態が見えにくく、対応が難しい課題であり、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など、分野の狭間に陥りやすく、複合的な課題に対しても、しっかりと対応する必要がある。関係機関とのネットワークを強化して重層的な施策展開を進展させつつ、地域のまちづくりや住民同士の支え合い活動と連動させながら、誰もが元気で生き生きと尊厳をもって地域で暮らすことのできる基盤づくりを強化するとともに、困難や生きづらさを抱えている人に支援が届く仕組みや仕組みの構築を目指していく。
- 男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を築くため、ジェンダー平等の視点から総合的に取り組みを進める。また、女性が子どもを産むということは、身体上のみならず、家族関係や仕事、勉学の継続上のリスクなど、多くのリスクに直面する可能性があるため、特に相談体制などが手薄な若年女性への支援強化を図っていく。
- 支援を必要とする方の中には、困っていることを知られたくない、相談することに不安を抱いている方も多い。そういった方々をいかに相談や支援につなげるかといった視点を考慮し、政策や施策の立案、展開を図っていく。また、災害時に備え、要配慮者に対する施策に優先的に取り組む必要があり、福祉避難所などの確保や支援策の充実を図っていく。

⑤脱炭素社会の構築と自然との共生

- 人類の生存を脅かしている今般の気候危機は、世田谷区のみでの取り組みだけで解決できる問題ではない。地球の生態系の健全性を維持できるように、人の行動や社会のあり方を変えていく必要があり、他自治体との連携はもとより、国境を越え、世界の様々な人々や組織と認識を共有し、行動の面でも連帯を深めていく地球に暮らす一住民としての取り組みが必要である。省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素やグリーンインフラの整備をはじめとした取り組みは国際社会共通の現状認識や対策の方向に即したものであり、今後は環境分野のみならず、経済、教育、福祉、まちづくりといったあらゆる分野の中で進めていく。
- 資源を浪費せずに循環的に使い、多様な生物に支えられた生態系の働きを高めていく持続可能な暮らしを実現するためには、区民の日常行動やビジネススタイルの変容が必要である。区民や事業者の積極的な参加が得られるよう、意識や行動の変革を促す取り組みやそれを支えるルールなどの基盤の整備を進め、まちづくりとも連動させながら行動変容を加速していく。
- グリーンインフラを推進するなど、自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かしながら、生態系の維持も含めた自然環境との共生のための取り組み、みどりの保全・創出に向けた取り組みを一層進めることで、区民が暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感、享受でき、心の豊かさや幸福感を感じられ、居心地がよく住みやすいまちづくりにつなげていくとともに、みどりに恵まれた世田谷の良好な住環境を、子どもや若者の世代へ確実に引き継いでいく。

⑥安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

- 災害に強く安全で区民が快適に暮らせる街づくりに向け、区民の生活を支える都市基盤の整備は不可欠なものとなっている。社会インフラの計画的な維持・更新に取り組むとともに、建物の耐震化や不燃化、避難路の整備、豪雨対策などを着実に進めていく。
- 三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の広域生活・文化拠点をはじめとする街づくりにおいて、目指す都市像を明確にし、地域特性を活かした魅力と活力のある都市の創出を図る。
- 既存施設などを総点検し、官民連携による柔軟な発想で都市のストックの有効活用を図り、多世代が交流する場や誰もが親しめる空間の創出を図るなど、歩いて楽しい街づくりに取り組む。
- 区民の生活をベースとする起業や創業も既に区内ではかなり見受けられており、事業所や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興にも取り組む。
- 今般の地域課題は多様化しており、その解決の担い手となる地域人材、起業家の輩出、育成は非常に重要である。商店街などを拠点に、デジタルプラットフォームも活用しながら起業家の輩出や育成を支える基盤づくりを進める。
- 多様な人がいて、多様な地域課題があることは、一方でビジネスチャンスも多様ということである。共感を得やすい地域課題の解決をテーマにした起業学習などにより創業機運の醸成を図るなど、新たなビジネス創出につながる取り組みを進め、ビジネスの場として魅力的な環境の整備を図る。

(2) 分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにする。また、分野別政策の策定にあたり、基本方針が示す総合的な視点を十分考慮するとともに、重点政策との関連性を明確にする。

4. 計画実行の指針

計画に掲げる施策の推進にあたり、持続可能な自治体経営に向け必ず考慮すべき指針について、次のとおり定める。

(1) SDGsの推進

- SDGsの目標年次である2030年に向け、基本計画の施策とSDGsとの関連性を明らかにし、関連性を意識しながら分野横断的な施策展開を図り、一体的に推進する。
- 事業の意思決定にあたり、事業がSDGsに対して与える影響を考慮して複眼的な視点で可否を決定するなど、最大の効果を発揮できるよう努める。

(2) DXの推進

- 時代に即したデジタル技術の活用によりDXの取組みを推進し、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、デジタルツールを効果的に活用した、多様な世代の意見表明や区政参加の促進の取組み、様々な情報の共有が可能となる仕組みの検討を進める。
- DXの推進にあたっては、デジタル機器の扱いに不慣れな区民に情報格差が生じないよう、フォロー体制も合わせて構築する。
- オープンデータや庁内でのデータの分野横断的な利活用、新たなクラウドサービスの活用について、仕組みの構築や運用ルールの整備を図るなど、他自治体との連携や既存ツールの活用も考慮しながら、より便利で快適な環境づくりを進める。

(3) 緊急時・非常時の体制整備

- 天変地異に起因する災害や新たな感染症の感染拡大など、緊急事態・非常事態が生じた際は、人命の救助と被害の軽減に最優先に取り組む。
- 緊急時・非常時の体制整備や必要な対策への予算措置を最優先し、状況に応じて補正予算などで迅速に対応する。
- 緊急事態・非常事態に迅速かつ柔軟に対応するため、明確な指揮命令系統のもと、組織の垣根を超えた全庁的な体制を構築し、対応にあたる。
- 職員一人ひとりが緊急時・非常時の対応や業務継続計画の内容を十分に理解し、的確に行動できるよう平時から意識を高めていく。

(4) 組織運営の変革

①柔軟な組織体制

- 社会状況の変化が目まぐるしい中、突発的な課題に即座に対応していくため、課題に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織^{※5}への転換を目指すとともに、民間を含む多様な社会資源とも連携を図りながら、柔軟な組織体制を構築していく。

⁵ 機動的でスピード感に優れた組織。ソフトウェア開発で用いられていたアジャイル開発（開発工程を機能単位の小さなサイクルで繰り返し、状況の変化に応じながら開発を進めていく手法）の概念を、組織全体に適応させた考え方。

②人材育成・調査研究

- 基本計画の実効性を高めるため、職員が日頃から自らの業務を振り返り、より精度を高めていけるよう、調査研究を日常業務の一環として捉えてしっかりと行えるための体制づくりを進める。また、基本計画の策定、推進を契機に、E B P M（証拠に基づく政策立案）の推進をはじめ、職員の計画立案能力や計画遂行能力を高めるなど、人材育成に取り組む。
- 飛躍的に進展しているデジタル技術の活用方法の習得や職員として不可欠である法務知識の習得など、職員のスキル向上に向けた人材育成を進める。
- 民間企業への職員派遣や外部人材の登用などを積極的に進め、民間企業の経営感覚やコスト意識など公務では得られない専門知識やノウハウの取得によるスキル向上などを図り、専門性の高い課題の解決や新たな施策展開につなげていく。

③働き方改革

- 今般の急激な状況の変化や区民ニーズの高度化・多様化への対応などに伴う職員の業務量の増加などを踏まえ、デジタル化と業務改善、意識改革を両輪とする働き方改革を推進する。
- 個々の実情に応じた、多様な働き方を選択できる環境の整備を進めていく。

(5) 情報発信・情報公開

- 世田谷区の取組みを区民や事業者、他自治体などに広く正確に理解してもらえるよう、プッシュ型、プル型の情報発信に一層力を入れるとともに、戦略的な情報発信により、世田谷のブランド力の向上を図っていく。
- 世田谷区の情報や文書は適切に管理、保存し、公正で開かれた区政を実現するため情報公開を徹底する。

(6) 行政評価

- 基本計画を着実に進めるため、基本計画が目指す目標や姿について指標を設定して進捗状況の把握や評価を行うとともに、各政策や施策についても、指標にもとづき定期的に成果管理を行う行政評価を徹底し、課題と改善方法を明らかにする。
- 計画全体の進捗状況を確認するための適切なチェック体制や各政策や施策の相互の関連性によってもたらされる効果や影響についても評価を行える仕組みの検討を進める。

(7) 他自治体や国際社会との協力連携

- 世田谷区政は他自治体や国際社会との支え合いの中で成り立っていることを再認識し、政策や施策の立案・推進にあたっては、常に他自治体や国際社会への影響などを意識して協力連携を図りながら、取組みを進める。
- 区がこれまで積極的に進めてきた地方・都市との交流・連携について、政策面での連携を含め一層の推進を図る。

【基本計画大綱体系図】

計画策定にあたって

- 世田谷区をめぐる状況
- 目指すべき未来の世田谷の姿
- 計画策定にあたって考慮すべき事項

基本方針

＜区政が目指すべき方向性＞

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

＜計画の理念＞

- 参加と協働を基盤とする
- 区民の生命と健康を守る
- 子ども・若者を中心に据える
- 多様性を尊重し活かす
- 地域・地区の特性を踏まえる
- 日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

政策

＜重点政策＞

子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

多様な人が出会い、支え合い、活動できる
コミュニティの醸成

誰もが取り残されることなく
安心して暮らせるための支援の強化

脱炭素社会の構築と自然との共生

安全で魅力的な街づくりと産業連関による
新たな価値の創出

＜分野別政策＞

基本構想の「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理

計画実行の指針

- SDGsの推進
- DXの推進
- 緊急時・非常時の体制管理
- 組織運営の変革（柔軟な組織体制、人材育成・調査研究、働き方改革）
- 情報発信・情報公開
- 行政評価
- 他自治体や国際社会との協力連携

世田谷区基本計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

◎：会長　○：副会長

	あおやぎ 青柳	まさのり 正規	東京大学名誉教授
	えはら 江原	ゆみこ 由美子	東京都立大学名誉教授
◎	おおすぎ 大杉	さとる 寛	東京都立大学法学部教授
	こばやし 小林	ひかる 光	東京大学先端科学技術研究センター研究顧問
	しおみ 汐見	としゆき 稔幸	東京大学名誉教授
○	すずき 鈴木	ひでひろ 秀洋	日本大学危機管理学部准教授
	なかむら 中村	しゅういち 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長
	ながやま 長山	むねひろ 宗広	駒澤大学経済学部教授
	もりた 森田	あけみ 明美	東洋大学名誉教授
	わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学特別教授
	あんどう 安藤	たけし 毅	区民検討会議代表
	おなか 尾中	としゆき 俊之	区民検討会議代表
	さえき 佐伯	れいか 怜華	区民検討会議代表
	しもかわ 下川	ななこ 七菜子	区民検討会議代表
	はけた 羽毛田	こうすけ 恒祐	区民検討会議代表

審議経過

	開催日	議題
第1回	令和4年9月8日(木)	1、会長・副会長の選出 2、諮問 3、世田谷区基本計画審議会の運営について 4、基本計画大綱の構成について 5、基本計画策定の考え方について 6、世田谷区の現況について 7、区民検討会議の結果について
第2回	令和4年10月20日(木)	1、基本計画の取組みの整理について 2、若手職員の考える未来の世田谷区について 3、意見交換(目指すべき将来像、基本的な考え方・コンセプトについて)
第3回	令和4年11月17日(木)	1、意見交換(目指すべき将来像、基本的な考え方・コンセプト、重点的に取り組むべき課題) 2、報告事項
第4回	令和4年12月8日(木)	1、意見交換(コンセプト(計画全体を貫く基本的な考え方)) 2、意見交換(基本方針(目指すべき将来像)) 3、意見交換(将来像の実現に向け分野横断的に重点的に取り組むべき課題) 4、意見交換(計画推進にあたって重視すべき考え方など)
第5回	令和5年1月16日(月)	1、テーマ別意見交換① 【子ども・若者が笑顔で過ごせるために必要な取組みについて】 2、テーマ別意見交換② 【目指すべきコミュニティと安心して住み続けるために必要な支援について】 3、テーマ別意見交換③ 【世田谷を安全で一層魅力的なまちにするために必要な政策について】
第6回	令和5年2月6日(月)	1、基本計画大綱(たたき台)について
第7回	令和5年3月14日(火)	1、基本計画大綱(案)について
第8回	令和5年3月29日(水)	1、基本計画大綱について 2、答申

各委員による事例紹介について

○事例紹介

	所属	委員
1	世田谷ケアマネジャー連絡会	相川 しのぶ 委員
2	世田谷区介護サービスネットワーク	磯崎 寿之 委員
3	世田谷区訪問看護ステーション管理者会	井上 千尋 委員
4	世田谷区内特別養護老人ホーム施設長会	田中 美佐 委員
5	一般社団法人全国介護付きホーム協会	柳平 睦美 委員
6	公益社団法人東京都理学療法士協会	鹿島 雄志 氏
7	特定非営利活動法人せたがや子育てネット	松田 妙子 氏
8	世田谷区地域包括支援センター運営協議会	河野 由香 委員

○タイムキープについて

事務局にて7分経過時（終了1分間）にベルを1回、8分にベルを2回鳴らします。

各施策の審議

安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

- (1) 地域包括支援センターの取組み
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 介護施設等の整備及び高齢者の民間賃貸住宅への入居支援による住まいの確保
- (4) 介護人材の確保及び育成・定着支援
- (5) 在宅支援のあり方

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(1) 地域包括支援センターの取組み

1 基本的な考え方

(1) あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

○あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）は、介護保険法上の高齢者の総合的な相談支援の窓口として、また、国の示す「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」の中核となる機関として機能強化に取り組む。

○まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に、令和4年度より児童館を加えて四者連携での「地域包括ケアの地区展開」を進めており、身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者などの相談を受けるとともに、参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る取組みを一層推進していく。

(2) 地域ケア会議の充実

○区では、地域ケア会議を、地域行政制度と整合をとり、地区、地域、全区の3層で実施している。あんしんすこやかセンターでは、地区版地域ケア会議の実施により地区内の個別事例の解決を図るとともに、ケアマネジメント支援や地区ネットワークづくりの推進に取り組む。

○地区版地域ケア会議で把握した課題は、四者連携会議に報告し、地区課題の分析・地域課題の抽出、地域資源の開発等に取り組む。また、総合支所に報告し、地区から上がった地域課題について地域版地域ケア会議において地域の共通課題等の解決の検討を行い、さらに地域から上がった区として取り組むべき全区的課題については、全区版地域ケア会議（地域保健福祉審議会）で検討を行い、政策形成に結びつける。

2 現 状

(1) あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

○あんしんすこやかセンターは、高齢者の総合相談窓口として、総合的な相談支援、認知症ケアの推進、見守り支援、権利擁護の推進、地域支援ネットワーク構築、ケアマネジャー等の支援、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携の推進等に取り組んでいる。コロナ禍では、感染状況により会議や講座等は一時的に減少したが、オンラインの活用や訪問時の感染対策の徹底など、工夫しながら対応した。コロナ禍が落ち着きつつある中、全体的に対応件数等が増加している。

○福祉の相談窓口では、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、課題を整理したうえで、情報提供・共有を行い、必要に応じ適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつけている。あんしんすこやかセンターでは、四者連携会議等に地区課題を提起するなどにより、地域づくりにつなげている。

(2) 地域ケア会議の充実

○あんしんすこやかセンターでは、医師等の専門職や地域の関係者の参加を得て、地区版地域ケア会議を開催し個別事例の解決等に取り組んでいる。

3 課題

(1) あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

○高齢者人口の増加、コロナ禍での高齢者の心身機能の低下や虐待等の増加なども含めた困難事例の増加、高齢者以外の困りごとを抱える方の相談の増加も踏まえ、多様化・複雑化・複合化する相談に的確に対応する必要がある。

○高齢者以外の困りごとを抱える方への相談・支援にも対応するため、必要に応じ四者で連携し、ひきこもり相談窓口「リンク」等担当組織・専門機関等と連携するなど、区民に寄り添った包括的な支援の一層の充実を図る必要がある。

○オンラインの活用などにより、相談しやすい体制づくりが必要である。

○まちづくりセンター、社会福祉協議会との一体整備は完了したが、改築等の整備を行わず一体化した狭あいな施設もあり、利用者のプライバシーや利便性等を踏まえ、相談窓口の環境の改善が必要である。

○区民が何か困ったときに相談先として認知できるよう、周知の充実が重要である。

(2) 地域ケア会議の充実

○支援が困難なケースや介護予防が必要なケースの個別支援のための地区版地域ケア会議の運営、また、地区課題を把握し、地域資源開発等地域づくりにつなげていくといった、あんしんすこやかセンターの取組状況にバラツキがある。

4 9期の取組み(案)

(1) あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

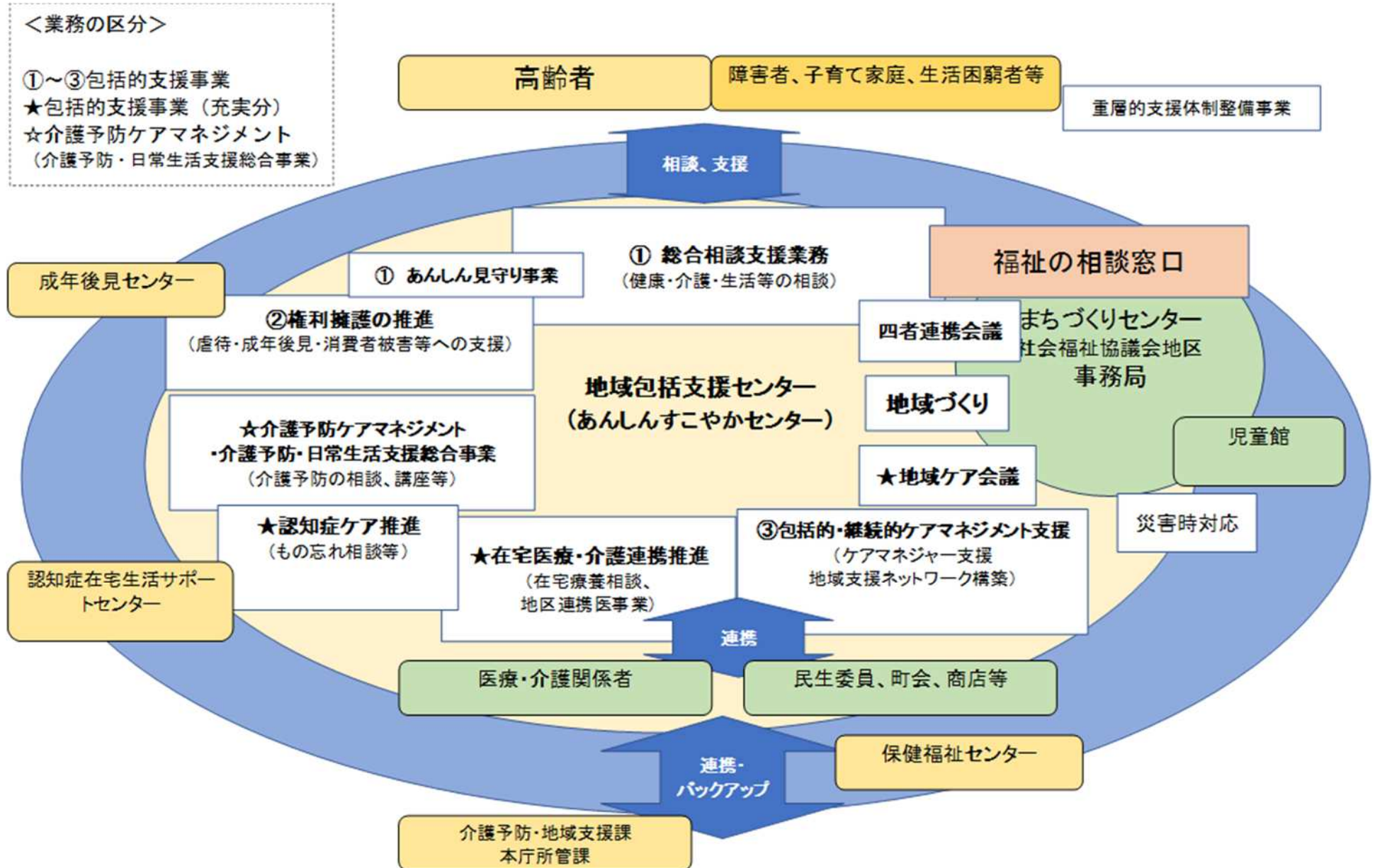
- 相談支援の充実のため、マニュアルや研修の充実や好事例の共有等により、職員のスキルアップや業務改善を図る。また、高齢者人口の増加、複雑・複合化する相談に対応するために必要な人員体制の確保を図る。さらに、関係機関との連携強化に取り組む。
- 福祉の相談窓口において、児童館を加えた四者連携の実践を積み重ね、取組みを充実することにより、多様な相談への対応や課題の解決を図る。
- 8050問題など、複合的・複雑化する相談の対応を強化するため、ひきこもり相談窓口などの専門の相談機関(重層的支援体制整備事業による支援体制)との連携強化などに取り組む。
- 相談、講座、会議等において、オンラインの活用を推進する。オンラインが苦手な高齢者の利用促進にも配慮する。総合支所とのオンライン相談(モデル事業)も踏まえ、相談しやすい窓口を整備する。
- 相談窓口の改善について、国の法改正(ランチの活用、相談業務や介護予防支援の委託、職員配置の柔軟化等)も踏まえ、検討していく。
- 誰もが必要なときに、あんしんすこやかセンターに相談できるように多様な手段により周知に努める。

(2) 地域ケア会議の充実

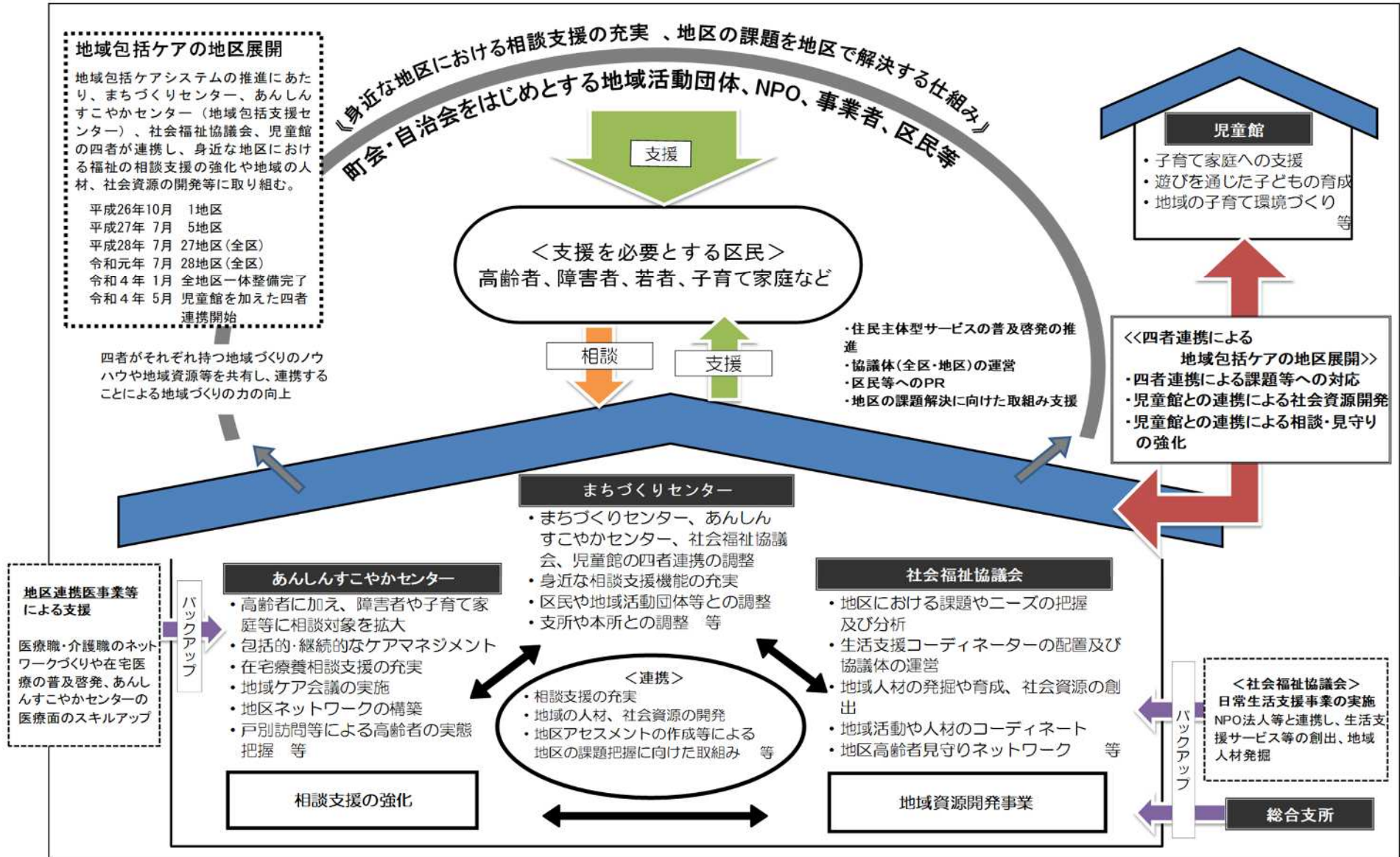
- あんしんすこやかセンターでの地区版地域ケア会議の運営や、地区課題から地域づくりへの対応についての平準化(バラツキの解消)、レベルアップのため、基礎づくりの研修等を行うとともに、好事例の共有等、ノウハウ習得のための指導等を行う。

参考

○あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の業務イメージ



地域包括ケアシステムによる区民を支援するイメージ



参考 実績等

(1) あんしんすこやかセンターの相談支援の実績等

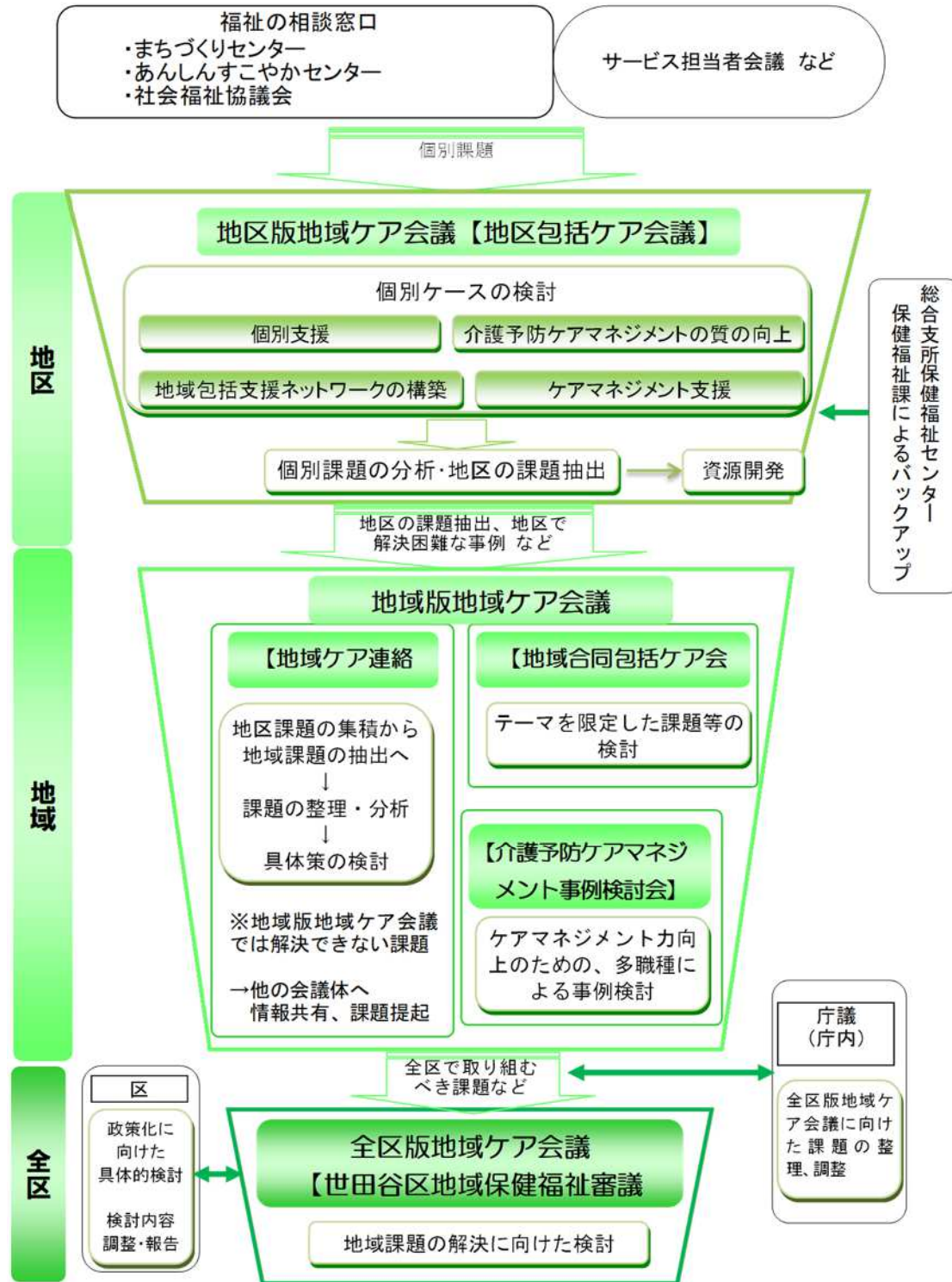
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（高齢者以外の相談含む）	135,901	143,621	150,840	177,925
うち高齢者以外の相談件数	1,446	1,922	2,284	3,382
相談件数（予防給付含む）	165,728	180,605	193,643	222,549
実態把握訪問件数（不在訪問含む）	34,799	36,304	26,552	31,261
介護予防ケアマネジメント件数	5,243	4,893	3,996	4,268
いきいき講座（回数）	116	124	131	164
地区包括ケア会議（地域ケア会議含む）回数	1,041	1,002	805	1,136
地域づくり活動件数	5,753	5,753	4,677	6,611
予防給付ケアプラン数（延べ）（総合事業併用含む）	34,373	40,143	41,969	42,926
高齢者人口(各年度4月1日)	181,796	183,429	184,691	185,753
要介護認定者（前年度末）	36,340	37,282	37,532	38,235

あんしんすこやかセンターの事業と職員数

事業区分		職員数の配置基準（常勤換算）	根拠等
地域包括支援センター	包括的支援事業 介護予防ケアマネジメント	高齢者人口別配置すべき人数 概ね3千人以上6千人未満 5人 概ね6千人以上9千人未満 6人 概ね9千人以上1万2千人未満 6.5人 概ね1万2千人以上 7人 「専門3職種（3人）」+「（規定数-1人）」は3職種又は介護支援専門員」+「前記以外は指定なし」	・介護保険法 ・世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例 これまでの経過 ・平成27年条例制定（介護保険法の一部改正により、省令基準に従い配置基準の条例制定） ・平成30年条例一部改正（業務量増に伴う配置基準の変更。令和元年度施行）
	福祉サービス受付等	必要数	・世田谷区地域包括支援センター事業実施要綱
地域包括ケアの地区展開		1.2人以上	・世田谷区地域包括支援センター実施要綱 ・社会福祉法（重層的支援体制整備事業）
指定介護予防支援事業所		必要数（職員は、～の業務を兼務することが可能だが、の配置数としては、+の職員数とは別に必要）	・介護保険法 ・世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例

高齢者人口	地区	基準（+）（常勤換算）
3千人～	池尻、太子堂、若林、上馬、梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、奥沢、九品仏、二子玉川、上北沢	6.2人を超える
6千人～	松沢、等々力、上野毛、用賀、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上祖師谷	7.2人を超える
9千人～	上町、経堂、下馬、深沢	7.7人を超える
1万2千人～	烏山	8.2人を超える

職員配置数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（全あんしんすこやかセンターの実人数）	191	225	228	230



参考 実績等

(2) 地域ケア会議の開催状況

会議回数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
地区版地域ケア会議	177	194	126	164	あんしんすこやかセンターが主催し、個別ケースの検討、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワーク構築に取り組むとともに、個別ケースの検討の集積による地区の課題分析・地域課題の抽出及び地域づくり・社会資源開発につなげる。
地域版地域ケア会議	53	53	34	47	保健福祉課等が主催し、地区における個別事例の検討結果やその課題解決に向けた取り組みを行うとともに、地域では解決できない課題を全区版地域ケア会議等へ情報共有、課題提起によりつなぐ。
全区版地域ケア会議	1	1	1	1	地域保健福祉審議会を全区版地域ケア会議に位置づけ、地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげる。 (令和3年度のテーマ：「8050問題(ひきこもり)」)

(2) 在宅医療・介護連携の推進

1 基本的な考え方

- 地域包括ケアシステムの構築を目指す取組みの一環として、医療と介護の両方を必要とする誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。
- 区民が安心して自宅で療養生活を送ることができるよう、世田谷区の現状分析や課題の把握・抽出、課題解決の計画立案を行い、それぞれの専門性を活かし、多職種が相互に連携して在宅医療・介護連携を推進する必要がある。

2 現状

- 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅療養」について、普及を図るとともに、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、区民自らが決定していくACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)について、ガイドブックを作成し、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等を通じて周知・普及に取り組んでいる。
 - ・ あんしんすこやかセンター等を通じた在宅療養・ACPガイドブックの配布
 - ・ 地区連携医事業を活用した在宅医療及びACPをテーマとした区民向け講座の実施
 - ・ 在宅療養・ACPガイドブックの効果的な活用を図るための講習会の実施
 - ・ 在宅療養講演会・シンポジウムの実施

- 医療や介護が必要になっても在宅での生活を望む区民を地域で支えるため、医療機関と介護サービス事業所との連携の構築に取り組んでいる。
 - ・地区連携医事業を活用した、地域の医療職と介護職とのネットワークづくり
 - ・在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実
 - ・東京都地域リハビリテーション支援事業（区西南部）への支援
- 医療機関と介護サービス事業所の連携を深めるために、在宅療養資源マップ、お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」、ICTを用いた多職種ネットワーク構築事業（医師会運営）など、様々なツール等の周知・活用を行いながら情報共有の推進を図っている。

3 課 題

- 令和4年度の世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査（区民編）によると、「自宅で最期を迎えたい」と答えている（＝在宅での看取りを望んでいる）割合が約60%であるのに対して、実際に自宅で亡くなった方の割合は約25%で、老人ホームと合わせても約40%にとどまっている。また、在宅医療及びACPの認知度についても高いとは言えない状況である。本人が希望する療養生活を実現するため、在宅医療及びACPの更なる普及啓発が必要である。
- 医療や介護が必要な区民が、それぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、誰もが希望する場所での看取りが可能となるよう、介護事業者や地域の医療機関等、関係者間の連携体制の構築や24時間対応可能な診療・看取り体制の確保を推進する必要がある。
- 医療及び介護の多職種の連携をより深めるために、在宅療養資源マップ等、既存の情報共有ツールの見直し・充実や、効果的な情報共有の仕組みを検討する必要がある。

4 9期の取組み（案）

医療職・介護職等の多職種が参画する医療連携推進協議会で、引き続き、現状分析や課題の把握・抽出、課題解決の計画立案等を行いながら、PDCAサイクルを踏まえた3つの視点に基づく取組みを継続的に行い、充実を図っていく。

（1）在宅医療・ACPの普及啓発

- ・本人や家族等が希望する在宅療養生活や看取りを実現していくために、在宅療養・ACPガイドブック等を活用しながら、在宅医療やACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の更なる普及・啓発に取り組み、実践に繋げていく。

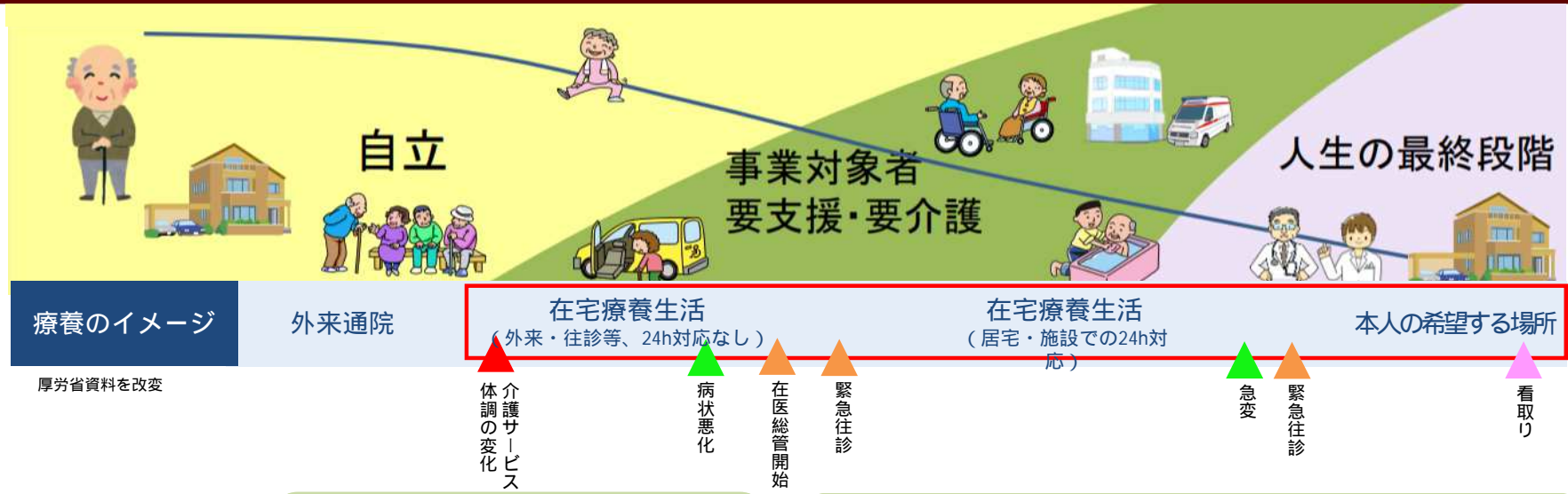
（2）在宅医療・介護のネットワークの構築

- ・住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、本人や家族が希望する医療・介護サービスが適切に提供されるよう、医療・介護に係る関係者等の連携体制の構築を進め、多職種が相互に理解・連携して本人が望む在宅療養生活を提供していく。
- ・地域において適時適切なりハビリテーションが提供されるように、引き続き、東京都地域リハビリテーション支援事業（区西南部）への支援を行う。
- ・本人と家族等が地域で安心して在宅療養生活を送ることができるよう、地区医師会を主体とした24時間診療対応・看取り体制の構築に向け、検討、支援する。
- ・かかりつけ医機能における在宅医療の提供、介護との連携に関する国の検討状況を踏まえながら、区においても必要な対応の検討を進めていく。

（3）在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援

- ・医療職及び介護職の連携をより深めるために、医師会の運営するICTを用いた多職種ネットワーク構築事業等、既存の連携ツールによる情報共有を支援するとともに、新たにICTを活用したより効果的な情報共有の仕組みづくりを検討していく。また、在宅療養資源マップ等、既存のツールの在り方等についても必要な見直しを進めていく。

参考：在宅療養のステージごとのイメージ



療養のイメージ
厚労省資料を改変
取組みのイメージ

適切なタイミングでの在宅サービス導入・在宅医療への移行

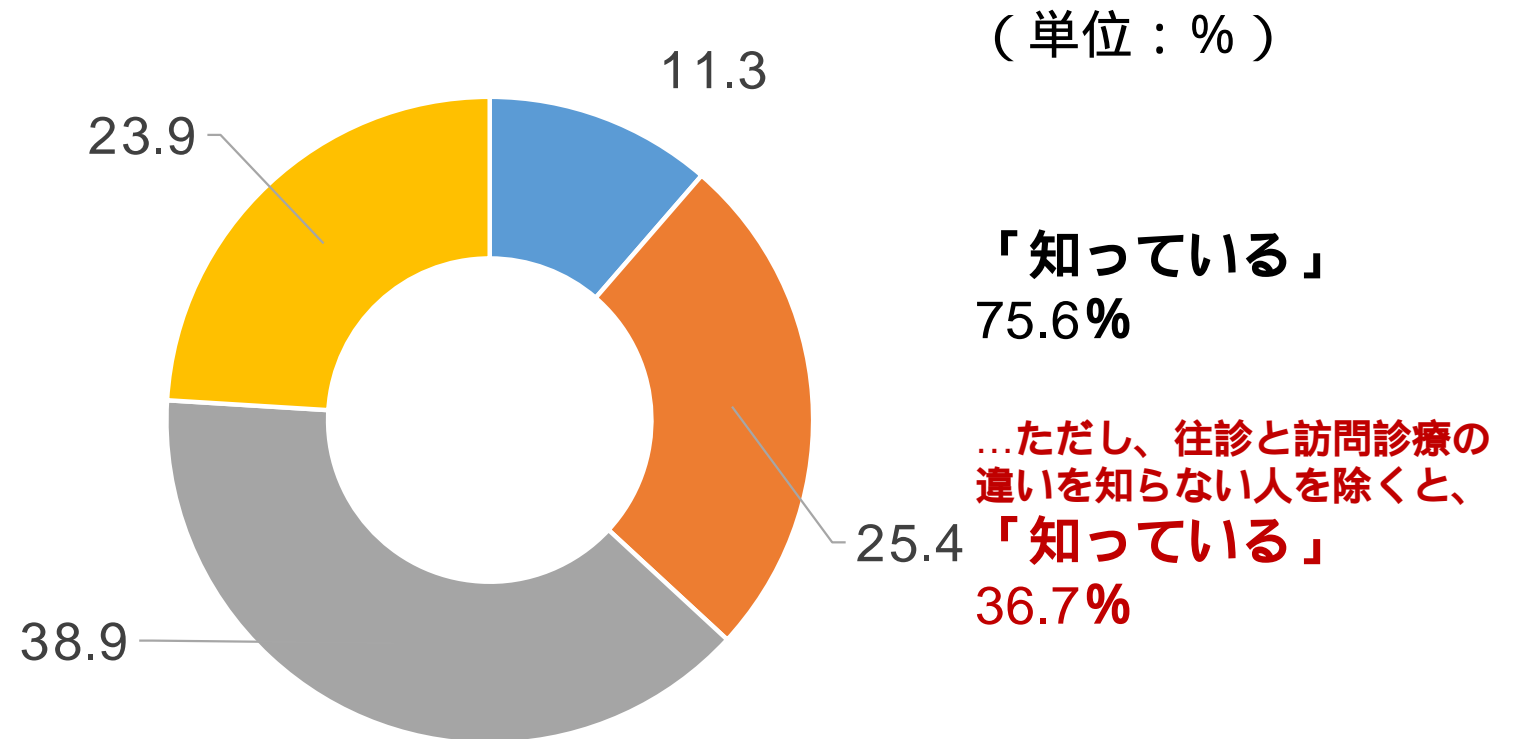
本人が希望する在宅療養を実現するための多職種連携による在宅医療・介護の質の向上

24時間対応・看取り体制の構築

本人が希望する在宅療養を実現するための在宅療養・ACPの普及啓発と実践

在宅医療・介護連携の体制強化

参考：在宅医療の認知度（令和4年度区民意識調査）



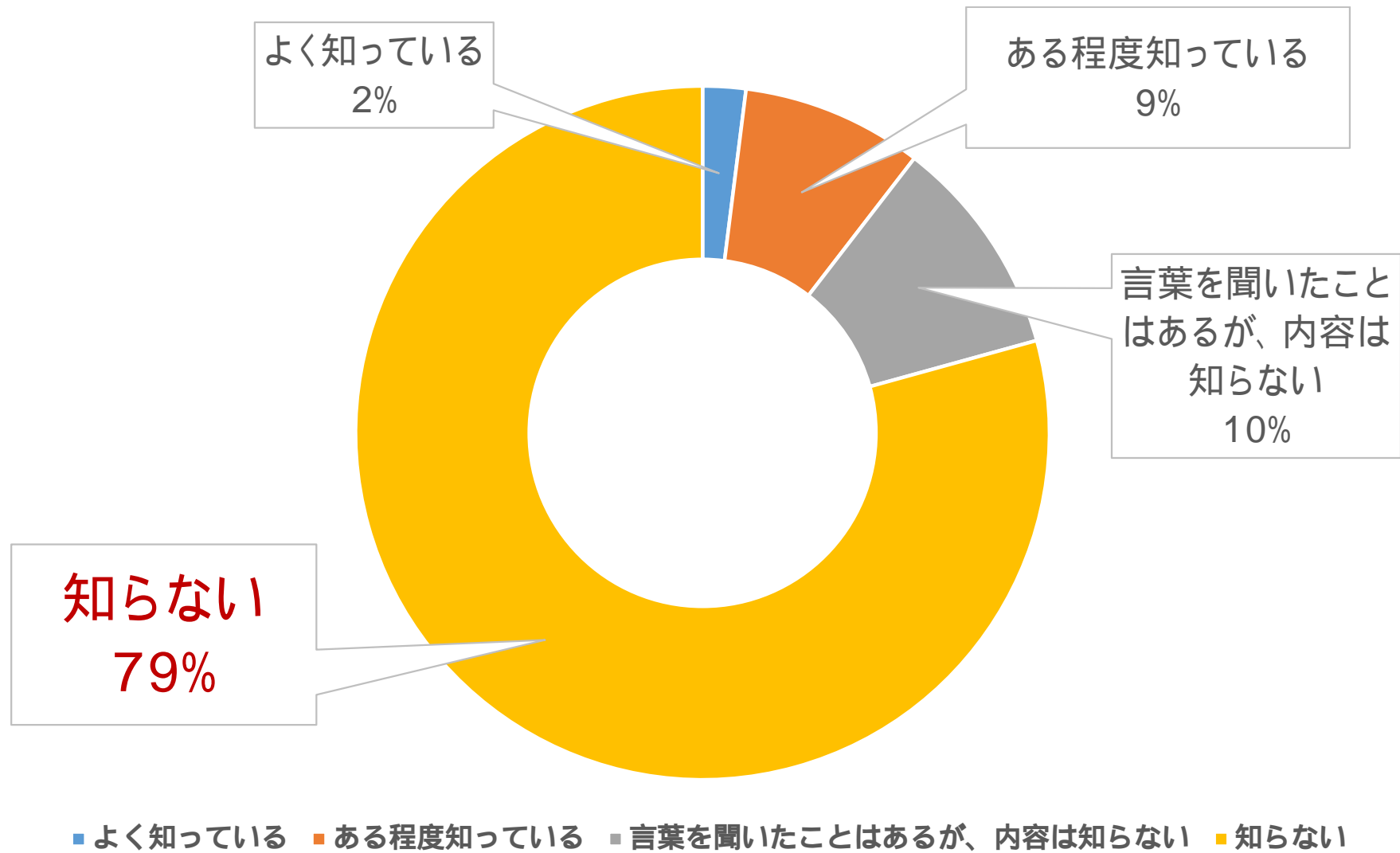
- 自分または身近な人が利用している
- 利用していないが仕組みは知っている（往診と訪問診療の違いも知っている）
- 利用していないが仕組みは知っている（往診と訪問診療の違いは知らない）
- 知らない

【参考】

往診：患者の急変時や緊急時に、患者の要請を受けて医師が患者の自宅に訪問し、医療行為を行うこと。

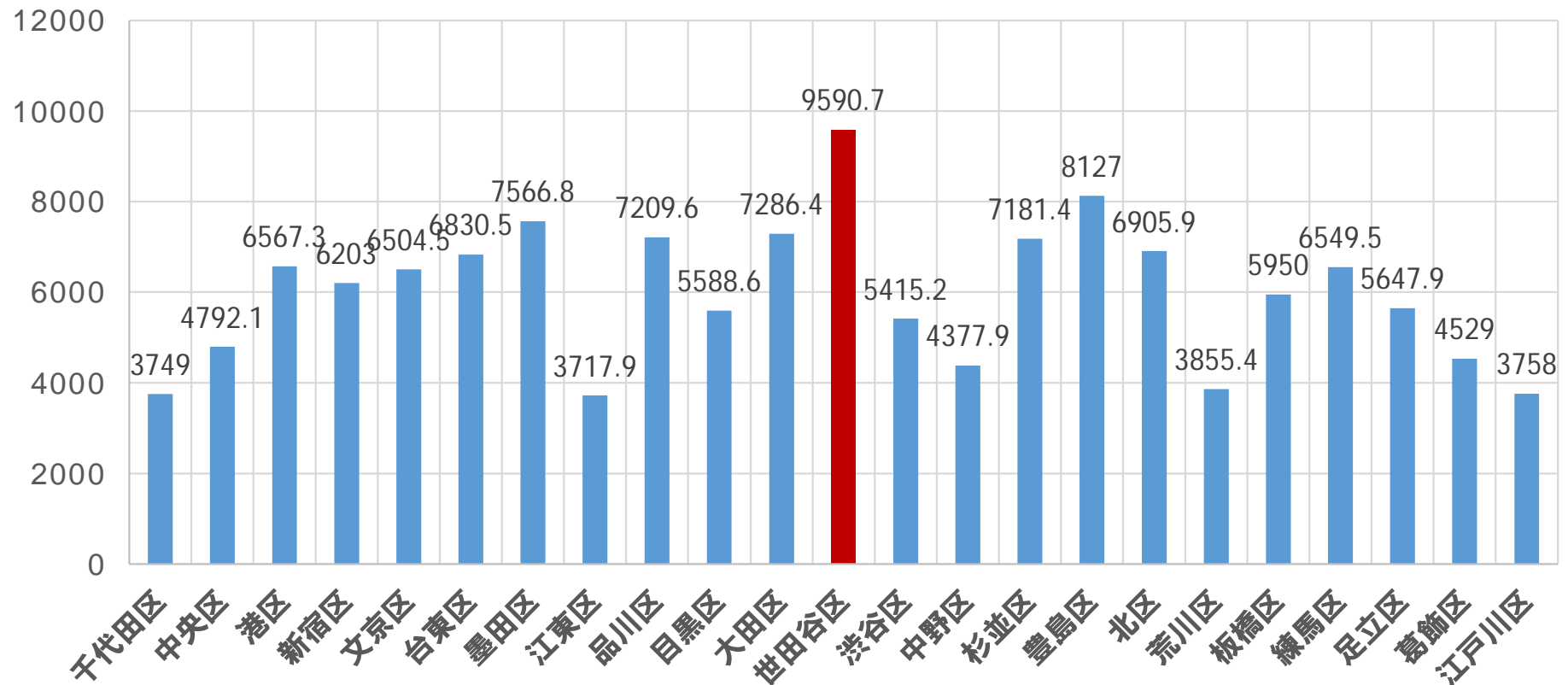
訪問診療：通院が困難な患者に対して、計画的かつ定期的に医師や看護師などが患者の自宅に訪問し、医療行為を行うこと。

参考：ACPの認知度（令和4年度区民意識調査）



参考：参考：65歳以上人口当たりの訪問診療実施件数の比較
(令和2年9月分)

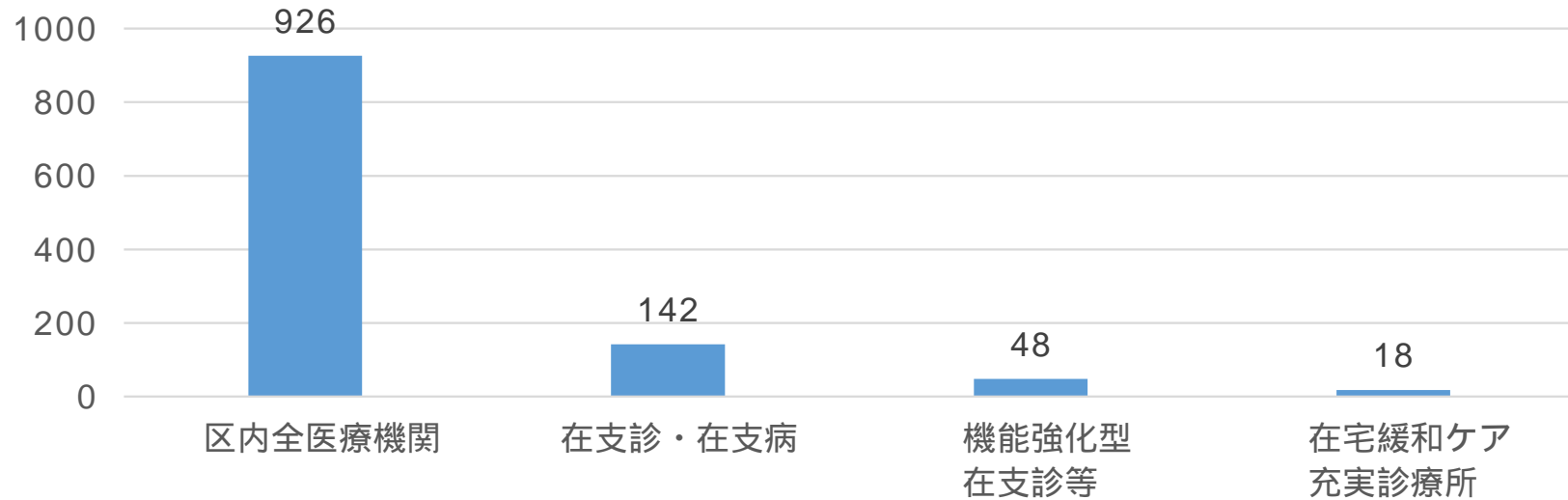
65歳以上人口10万人対一般診療所による訪問診療実施件数
医療機関所在地別



出典：一般診療所数による訪問診療の実施件数：「在宅医療にかかる地域別データ集」（医療施設調査・特別集計R2.10.1）より抜粋
「65歳以上人口」：上記データ集に収載の人口（R2.1.1現在、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)」）

参考：世田谷区内の医療機関数及び訪問診療件数

世田谷区内の医療機関数（施設基準別）（令和4年3月末現在）



月間訪問診療件数の内訳

	月間訪問診療件数 (A)	医療機関数 (B)	1医療機関あたりの 月間訪問診療件数 (A ÷ B)
訪問診療を行っている 医療機関	18,065 (100%)	150 (100%)	120.4
うち在支診・在支病	16,706 (92%)	93 (62%)	179.6
うち在支診・在支病以外	1,359 (8%)	57 (38%)	23.8

(3) 介護施設等の整備及び高齢者の民間賃貸住宅への入居支援による住まいの確保

1 介護施設等の整備

(1) 基本的な考え方

○ 可能なかぎり住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービス拠点の整備・普及を進める。

また、生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームの整備を進める。

○ 特別養護老人ホームは、平成27年度（2015年度）からの中長期目標である「2025年を目途に1,000人分の定員増」を目指し、計画的な整備を継続する。

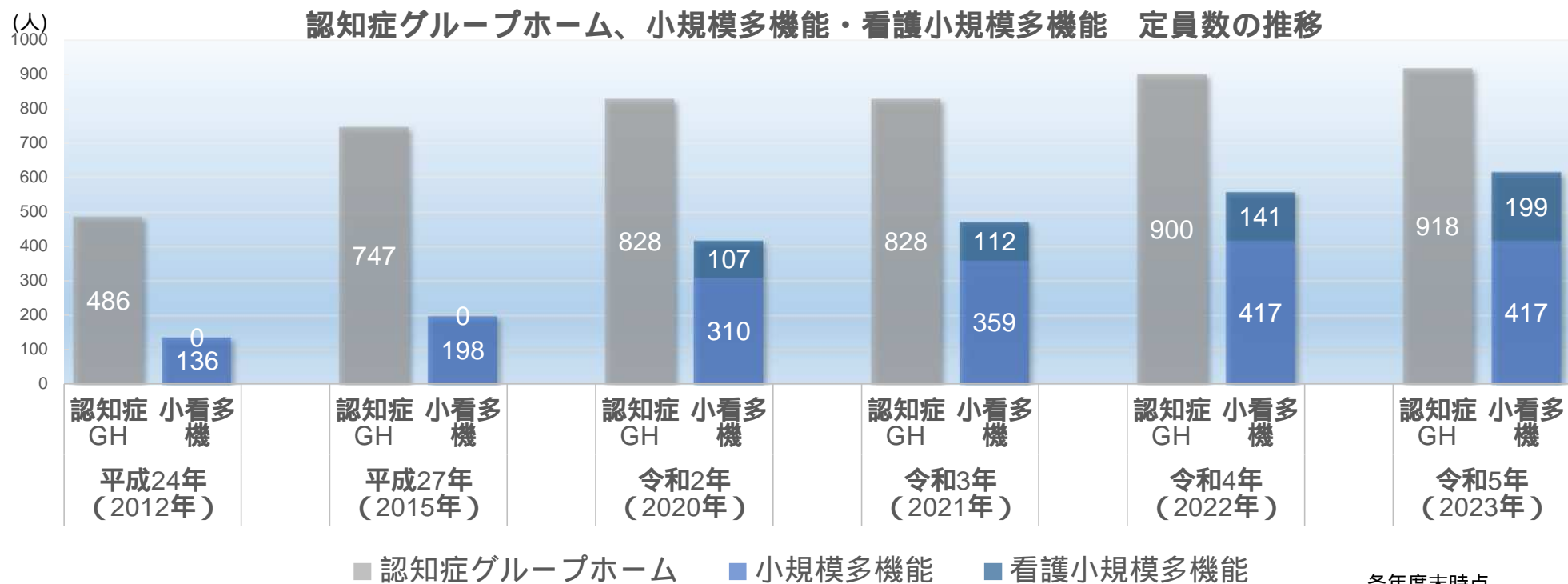
整備にあたっては、引き続きショートステイの併設も誘導していく。

また、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進める。

(2) 介護施設等の整備状況

地域密着型サービス拠点の整備状況

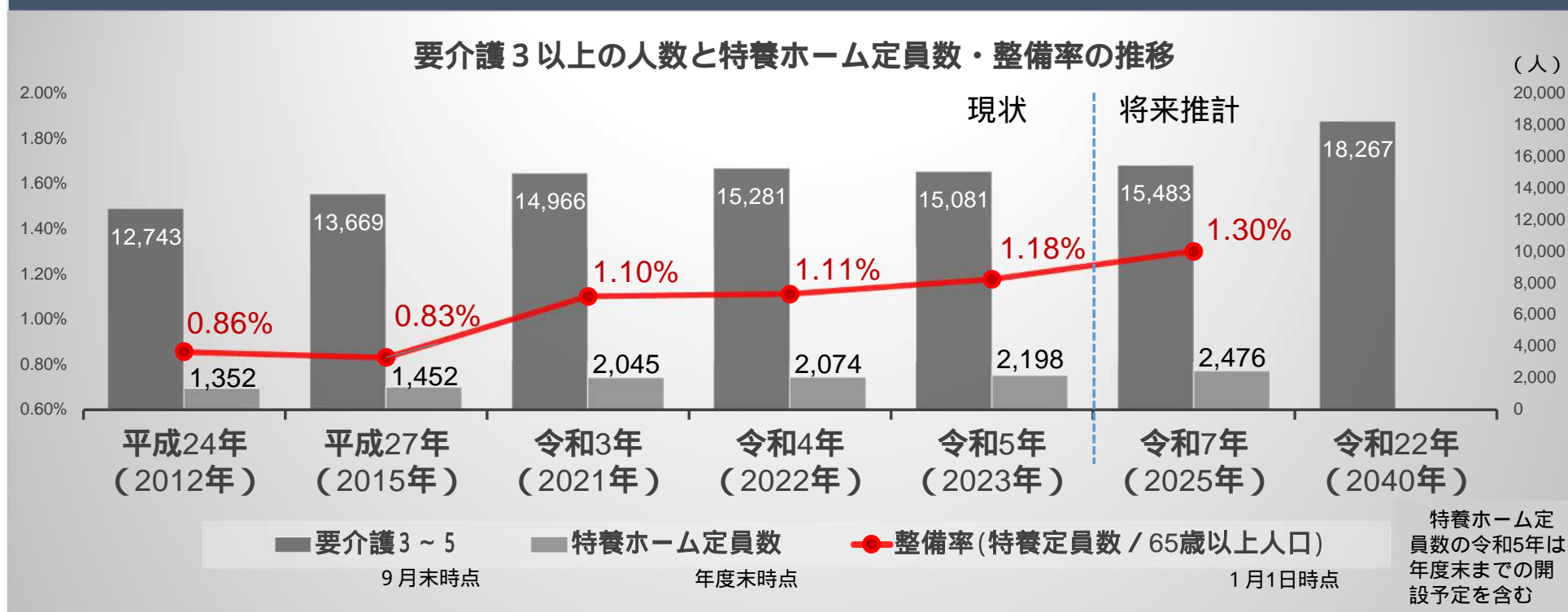
- ・ 認知症グループホーム49か所（R5年5月時点）は都内最多。整備率も23区平均を上回っている。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護の新規開設が増えている（R2年度末4か所 R5年度末7か所）。



各年度末時点
令和5年は開設予定を含む

特別養護老人ホームの整備状況

公有地を活用した整備が進んでいるが、整備率は23区で下から2番目と低い。
 (参考) 都内平均整備率.....1.66% 23区平均整備率.....1.43%

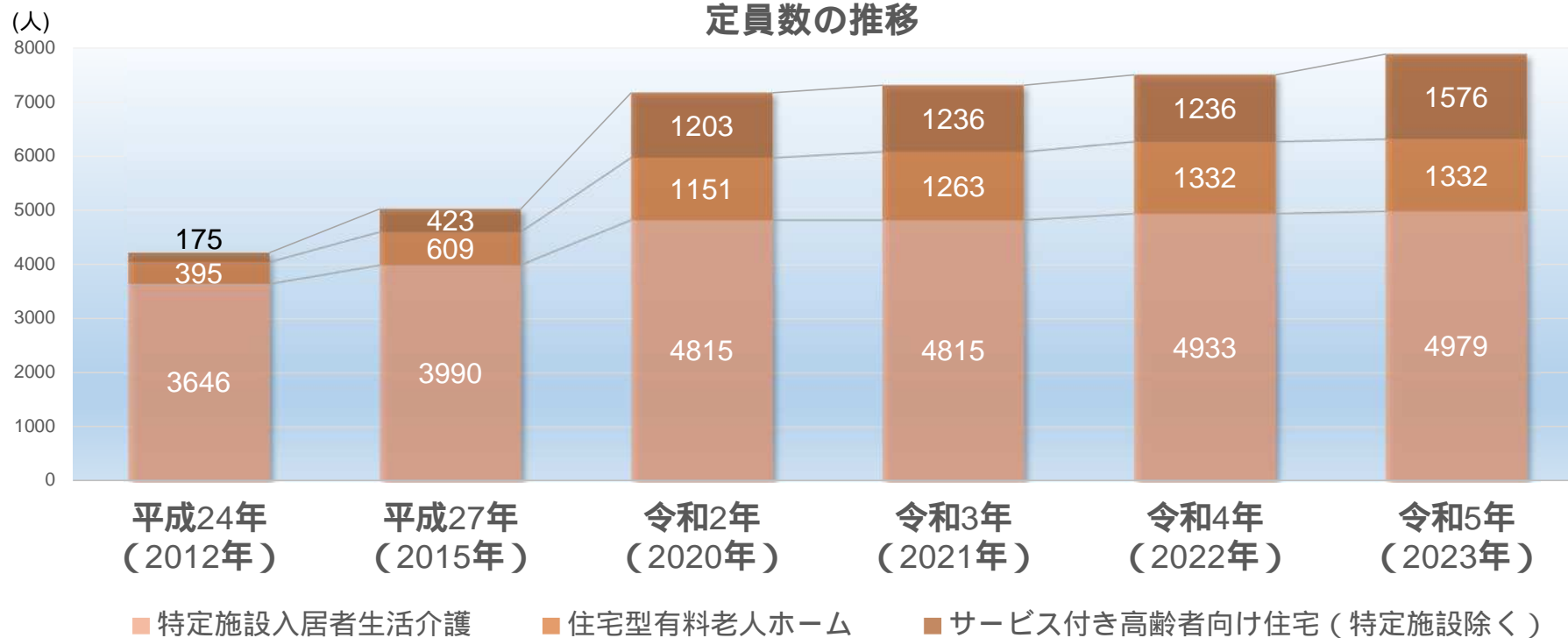


特養入所希望者数 (3月時点) 平成24年度...2,228人 ➡ 令和4年度...1,146人 1,082人減少

(参考) 有料老人ホーム等の整備状況

- ・ 特養に比べて特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）が顕著に多い。
- ・ 区内の有料老人ホーム数（100か所）、サービス付き高齢者向け住宅の登録数（38か所）はともに都内最多で、増加傾向が続いている。

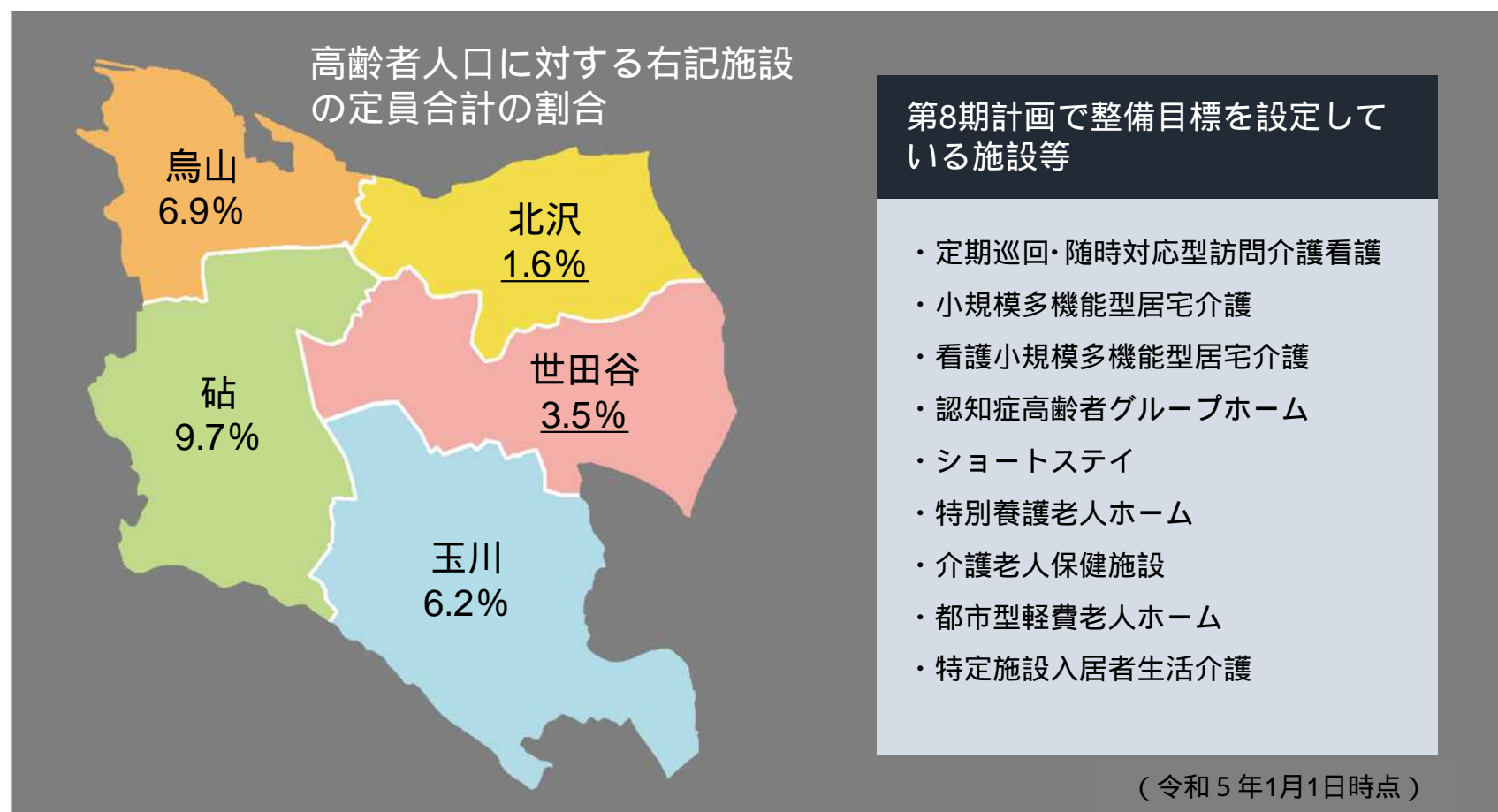
特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
定員数の推移



（各年度末時点 令和5年は開設予定を含む）

地域ごとの施設整備状況

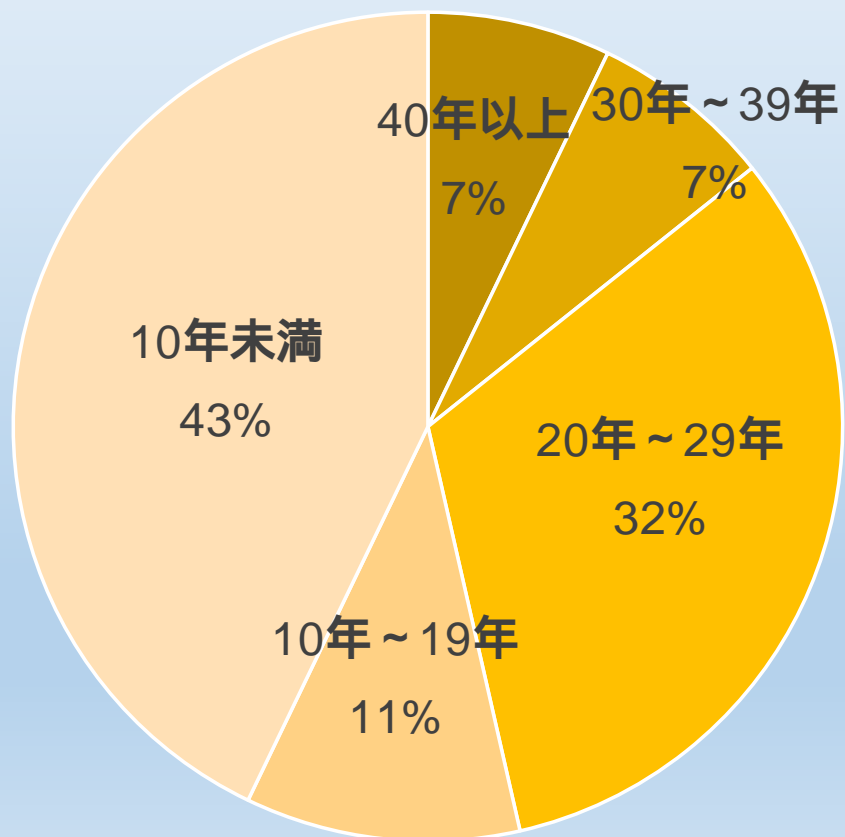
一部の地域では、地価の高さや大規模な土地が少ない等の事情により、新規整備が進みにくい状況がある。



施設の築年数

区内特別養護老人ホーム築年数

(令和5年度末時点)



- ・区内特養の約半数が築20年以上
- ・引き続き大規模改修に対する支援が必要
- ・建替えを行う場合は仮設建物のための用地確保等が課題
- ・介護老人保健施設や認知症グループホームにも経年劣化している施設がある

区から社会福祉法人に対する特養大規模改修補助金 実施件数

平成27年度	令和元年度	令和4年度	令和5年度
1件	3件	2件	1件(予定)

(3) 課題

- 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等、在宅生活を支える地域密着型サービス拠点は年々整備が進んでいるものの、地域的な偏在がある。
- 特別養護老人ホームの整備率は低いものの、平成27年度以降622人の定員増が図られた。また、有料老人ホーム等も増加していることから、特養入所希望者数は減少しているため、1,000人分の定員増達成後の特養の新規整備については、今後慎重に検討を進めていく必要がある。
- 既存の特別養護老人ホーム28施設のうち約半数が築20年を超え老朽化が進んでおり、そのための対策を講じる必要がある。

(4) 9 期の取組み (案)

引き続き、補助金を活用して整備する地域密着型サービス拠点等の事業者公募を実施し、未整備圏域には建設費補助金の上乗せを行うなどして整備誘導を図る。
また、公有地の積極的な活用などを行い、整備を促進していく。

特別養護老人ホームの新規整備は、9期計画期間中においては、中長期目標である1,000人増の達成を目指し、10期計画以降は需要を見極めながら慎重に検討を進める。

大規模な修繕工事等が必要となる特別養護老人ホームに対して、今後も都補助金に加えて区の補助金を活用すること等により、法人による計画的な施設運営を支援していく。

2 高齢者の民間賃貸住宅への入居支援

(1) 基本的な考え方

高齢者人口がさらに増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように入居支援等の施策を推進していく。

(2) 現 状

住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅の情報提供や相談、保証会社紹介制度による保証人がいない方への入居支援を行っている。

また、居住支援協議会で、見守り等の区の事業について周知し、不動産団体や居住支援法人等に普及啓発を行っている。

(3) 課 題

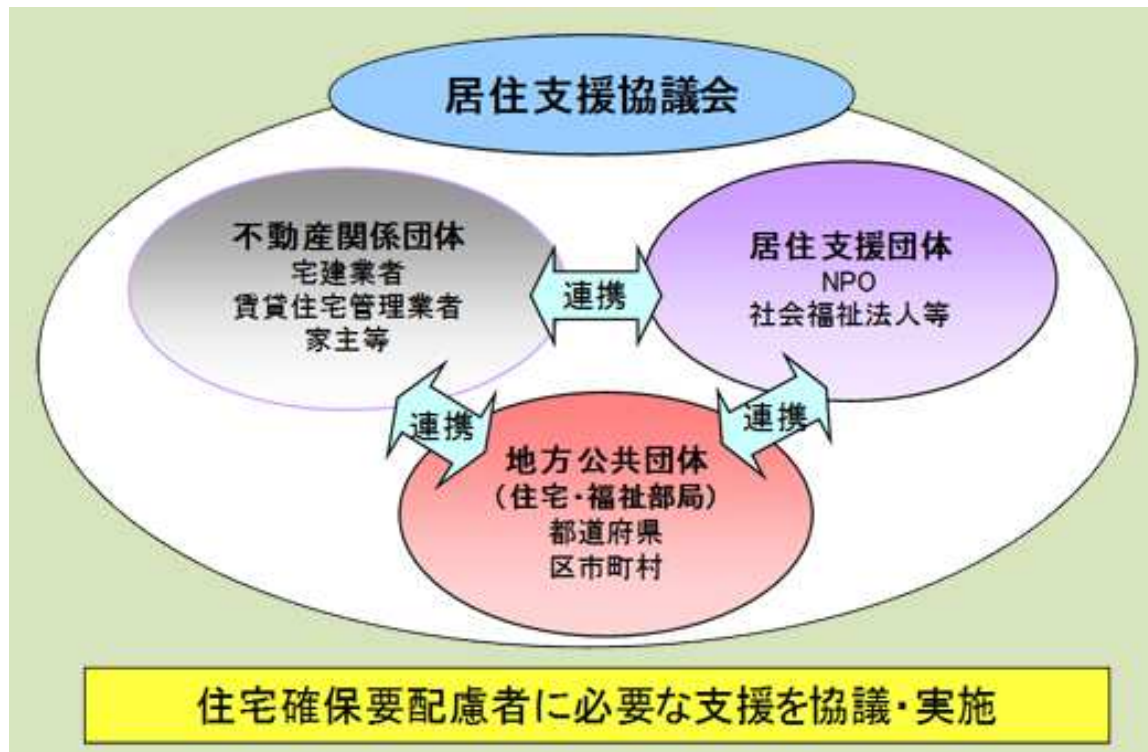
特に単身高齢者は民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多いため、賃貸人の理解促進と、入居に向けた支援策を検討していく必要がある。

(4) 9期の取り組み(案)

住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅の情報提供や相談、保証会社紹介制度による保証人がいない方への入居支援を引き続き行い、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努める。

また、居住支援協議会において、賃貸人や不動産店向けセミナーを行い、高齢者等の入居への理解促進に努めるとともに、関係所管や不動産団体、居住支援法人等と連携しながら、入居支援策について研究・検討を行う。

(参考) 居住支援協議会イメージ図



出典：東京都ホームページ

(4) 介護人材の確保及び育成・定着支援

1 基本的な考え方

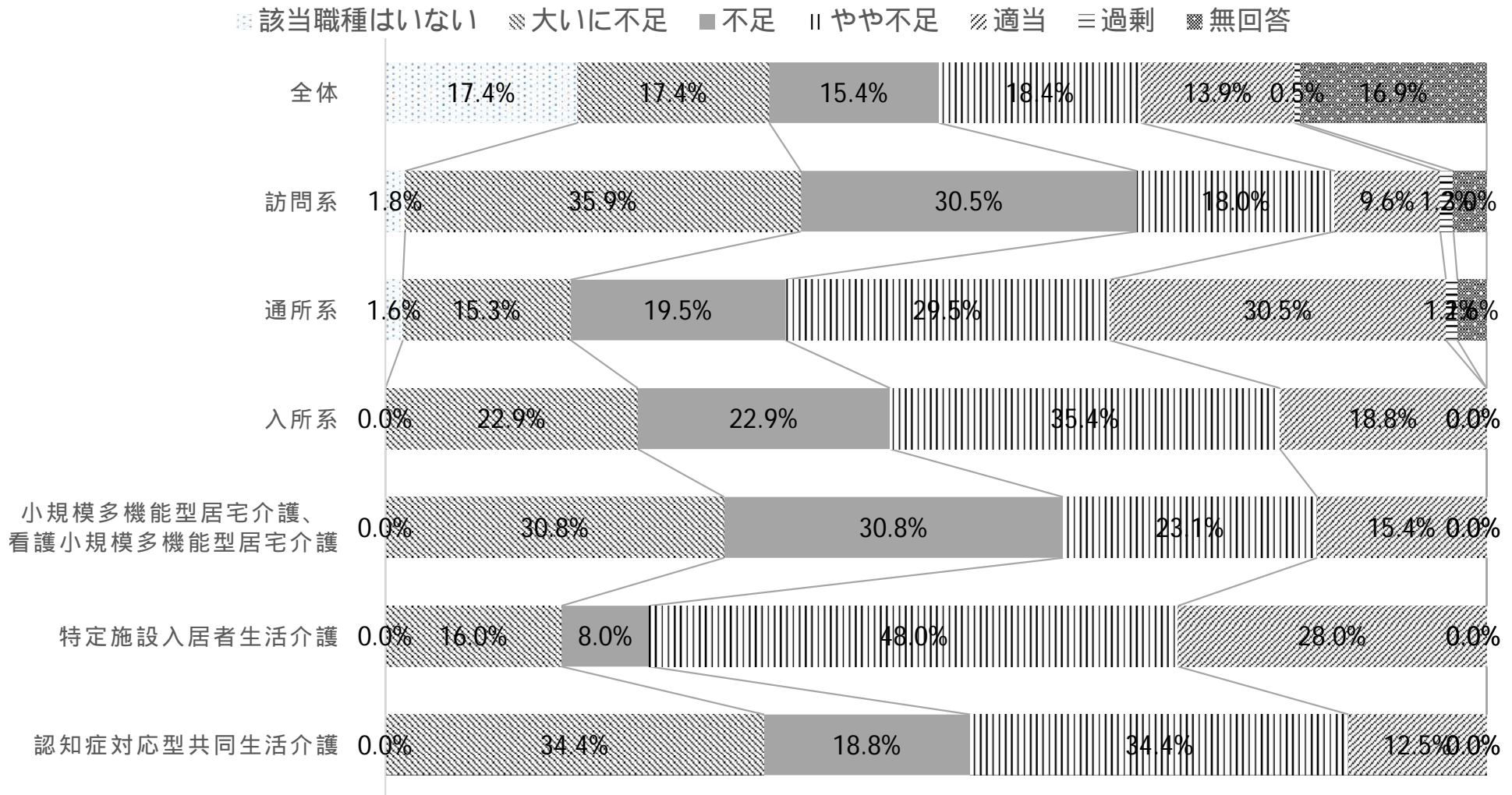
急速な高齢化による介護サービス需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題である。誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービスの安定的な供給を図るため、福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援のための施策を総合的に展開していく。

2 現 状

- 生産年齢人口の減少等により、全産業的に人材確保が大きな課題となる中、介護分野はとりわけ厳しい状況が続いている。東京都における令和5年1月の職業別有効求人倍率は、全職種1.53倍に対し、介護関連（福祉施設指導専門員やケアマネジャーなど）では5.96倍と高い水準であり、微増傾向にある。また、令和4年度に区で実施した介護保険実態調査では、人材確保の状況について、事業所の回答は、「大いに不足」「不足」「やや不足」の合計が全体の5割を占めている（次頁参照）。
- 区では、中長期的な視点も含めた介護人材対策を検討・推進するため、令和3年度に区内職能団体、ハローワークなど支援団体、行政が一体となった「世田谷区介護人材対策推進協議会」（以下、協議会）を立ち上げ、横断的な課題の共有とともに、効果的かつ適切な施策を検討している。
また、世田谷区福祉人材育成・研修センターでの介護職員の資質や専門性を向上させる研修の実施、介護職の魅力発信事業、介護職の住まい支援など介護人材の確保及び育成・定着に資する取組みを進めている。

(4) 介護人材の確保及び育成・定着支援

人材確保の状況（介護職員・訪問介護員）



出典：令和4年度介護保険実態調査（速報値）

訪問系：訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など

通所系：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護

入所系：短期入所生活介護、介護老人福祉施設（地域密着型含む）など

(4) 介護人材の確保及び育成・定着支援

3 課題

(1) 介護職の魅力向上・発信

介護の仕事は他職種に比べ、賃金が安く大変な仕事というイメージが依然強い。高齢者福祉の向上に必要な職種であり、やりがいのある仕事として捉えてもらえるよう、特に若い世代の人材をより多く確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していく必要がある。

(2) 多様な人材の確保・育成

生産年齢人口が減少する中、介護職として外国人人材の積極的な活用を図る必要がある。また、就労意欲のある高齢者の活用など、多様な人材の確保・育成に取り組む必要がある。

(3) 働きやすい環境の構築

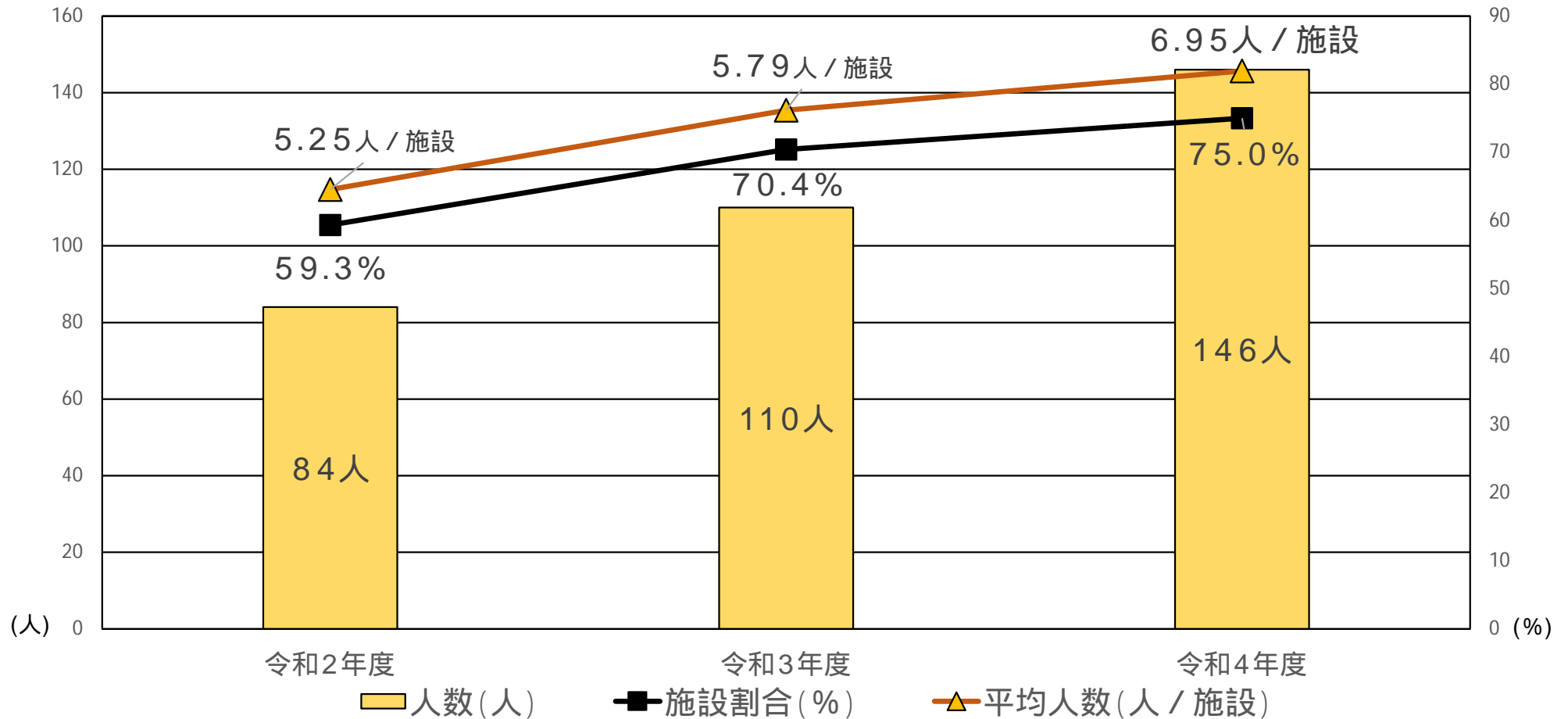
介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、働きやすい環境整備の構築が必要である。介護ロボットやICT機器等のデジタル技術の活用による業務の改善や、介護職員の職業病ともいえる腰痛予防への取組みを促すなど、介護現場でのさらなる負担軽減に取り組んでいく必要がある。

在宅サービスの場合、利用者宅にてサービスを提供することから、働きやすい環境の構築に向けては、利用者や家族の介護サービス利用にあたってのルール等の理解を促進することも重要となる。

また、介護職員に限らず人材の確保や定着支援のためには、職場におけるハラスメント防止策やメンタルケア対策を講じることが重要である。

(4) 介護人材の確保及び育成・定着支援

区内特別養護老人ホーム外国人職員在籍者の状況(3年間の推移)



	全施設数	在籍施設数	施設割合	人数	平均人数
令和2年度	27施設	16施設	59.3%	84人	5.25人
令和3年度	27施設	19施設	70.4%	110人	5.79人
令和4年度	28施設	21施設	75.0%	146人	6.95人

(4) 介護人材の確保及び育成・定着支援

4 9 期計画の取組み(案)

(1) さらなる介護職の魅力発信

介護の仕事に対するイメージを刷新するため、介護の魅力発信事業のさらなる充実に取り組む。

また、未来の担い手となる小中高生に対し、福祉現場を体験する場を設ける等、介護職を将来のしごとの選択肢のひとつとして考えてもらうような取組みを行う。

(2) 多様な人材の確保・育成

外国人人材の積極的な活用を行う事業者を支援するため、国際交流所等との連携や日本語学校等とのネットワークづくりに取り組む。

また、就労意欲のある高齢者や他業種等からの就労支援のほか、地域貢献を望んでいる高齢者にボランティア活動を促す等、介護の担い手のすそ野を広げていく。

(3) 働きやすい環境の構築に向けた支援

D Xによる業務の効率化、介護ロボットやICT機器等のデジタル技術を活用し、間接的な業務を減らすとともに、腰痛予防の取組み等、介護職員の負担の軽減・介護現場の生産性の向上につなげる。

また、協議会における検討も踏まえて、引き続き介護職員向けの研修などの様々な施策に取り組むとともに、利用者等への理解促進などの普及啓発に取り組む。

3 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(5) 在宅支援のあり方

1 基本的な考え方

これまでも区では、比較的元気な高齢者を対象としたものから、介護が必要な高齢者を対象とするものまで、様々な高齢者の在宅支援に取り組んできた。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、引き続き必要な在宅支援に取り組んでいく。

2 現 状

- ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、在宅生活を継続するための日常的な生活支援等のニーズは増加、多様化している。
- 他自治体では、ICT機器を活用した見守りの試行や補聴器購入費助成の導入等の在宅支援の取組みを充実する一方で、既存の取組みの改廃や対象者の見直し等にも取り組んでいる。
- 高齢者向け民間サービス市場は拡大し、ICTを活用したサービスも充実してきている。高齢者の生活の質の維持・向上を図るためには、公的な支援だけでなく、民間サービスの活用も視野に入れる必要がある。

3 課 題

- 区民ニーズや他自治体の動向、民間サービスの利用状況等を踏まえ、在宅支援の充実と見直しに取り組む必要がある。

(5) 在宅支援のあり方

4 9期計画の取組み（案）

- 区民等からの要望が高いことから、聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器購入費用を助成する制度を導入する。
- 民間企業との連携等も視野に、民間サービスも活用した在宅支援の取組みの充実を図る。
- 既存の取組みについて、対象者等の見直しに取り組む。

【参考】区独自の高齢者の在宅支援の取組み

事業目的別の類型	取組み（介護保険給付対象外）
1 介護が必要な方、認知症状がある方への支援	紙おむつ支給・助成、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービス、高齢者見守りステッカー
2 身体機能が低下した方への支援	住宅改修相談、住宅改修費助成
3 在宅で生活している方の安全確保・不安解消の支援	救急通報システム、火災安全システム、福祉電話料助成、安心コール、高齢者見守り協定、民生委員ふれあい訪問
4 地域交流や孤独解消、健康維持への支援	民生委員ふれあい訪問（再掲）、会食サービス、地域支えあい活動支援（支えあいミニデイ）、はり・きゅう・マッサージ、入浴券支給

第9期高齢・介護計画 策定にあたっての考え方 骨子（案）について



高齢福祉部

- 1 これまでの部会での意見の要旨（キーワード）まとめ
- 2 第9期計画策定にあたっての考え方 骨子（案）

○ 9期計画への視点

- ・ 9期計画ではポストコロナを見据える。
- ・ 地域共生社会の構築の中で、全世代型の地域づくりが重要。8050、子ども、障害のある方も含めた多様なニーズとネットワークを視野に入れる。
- ・ 9期に計画目標、指標（客観的な数値も含める）を検討する。
- ・ 区民を単なる行政の対象と考えるのではなく、共に世田谷区をつくっていく主体として捉えることが重要。
- ・ 区は独り相撲にならないで、もっと区民や事業者、団体を信用して、それぞれにお願いすることはお願いすることが重要。個人の生きがい等の生活に近い分野は、区ですべてできるわけではないし、行政が全てやってはいけない分野が出てきている。

○ 地域包括ケアシステム

- ・ 地域によって人口動態、特色が異なっている。地域差が出ないように地域包括ケアシステムを考えてほしい。
- ・ 町会自治会、民生委員の方と情報共有できるようなシステムや方策の検討を進めていきたい。

○ DXの推進

- ・ DXが浸透しないと行政サービスが行き届かない。
- ・ オンライン相談や講座等に積極的に取り組んでほしい。

- ・若いときから高齢者で孤独にならないようアプローチすることが必要。
- ・スポーツや文化活動といった高齢福祉部以外の部署といかに連携していくかが重要。
- ・フレイル予備群を「通いの場」で把握するだけでなく、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、もっと広い対象から把握すべき。
- ・フレイル健診やオーラルフレイル対策に取り組むことが重要。
- ・地域包括ケアの基本的な取組みに事業所の職員がどう関われるかといったことを考えていただきたい。
- ・特に社会的孤立度の高い人は、受援要請が低い。サービスをどう届けるかの仕組みや連携のところも、もう一步踏み込んで考えなくてはならない。

○ 高齢者の活動と参加の促進

- ・働くこと、生きがいがあることが高齢者の健康につながる。働くことができれば、労働力として社会に大きく貢献できる。
- ・高齢者が生きがいを持って活躍できる場を介護予防のところでも広げていくことが、介護予防そのものを推進することにもなる。
- ・区だけでやろうとするのではなく、事業者にも協力してほしいといった、メッセージを出していただきたい。

○ 介護保険事業

- ・医療と介護、事業者同士の連携が重要。
- ・特養でも人材不足で空きベッドがあるケースもある。新設だけでなく既存の施設を守る方策にも取り組んでほしい。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

施策展開の考え方

- 1 参加と協働の地域づくり
- 2 これまでの高齢者観に捉われない施策
- 3 地域包括ケアシステムの推進

計画目標

- 1 区民の健康寿命を延ばす
- 2 高齢者の活動と参加を促進する
- 3 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

評価指標

例：幸福度、健康寿命、活動の状況、役割期待度、外出頻度、医療・介護

施策

重点取組み

- 1 健康づくりと介護予防の一体的な推進
- 2 高齢者の生きがいがづくり
- 3 在宅医療・介護連携の推進

基本理念（案）

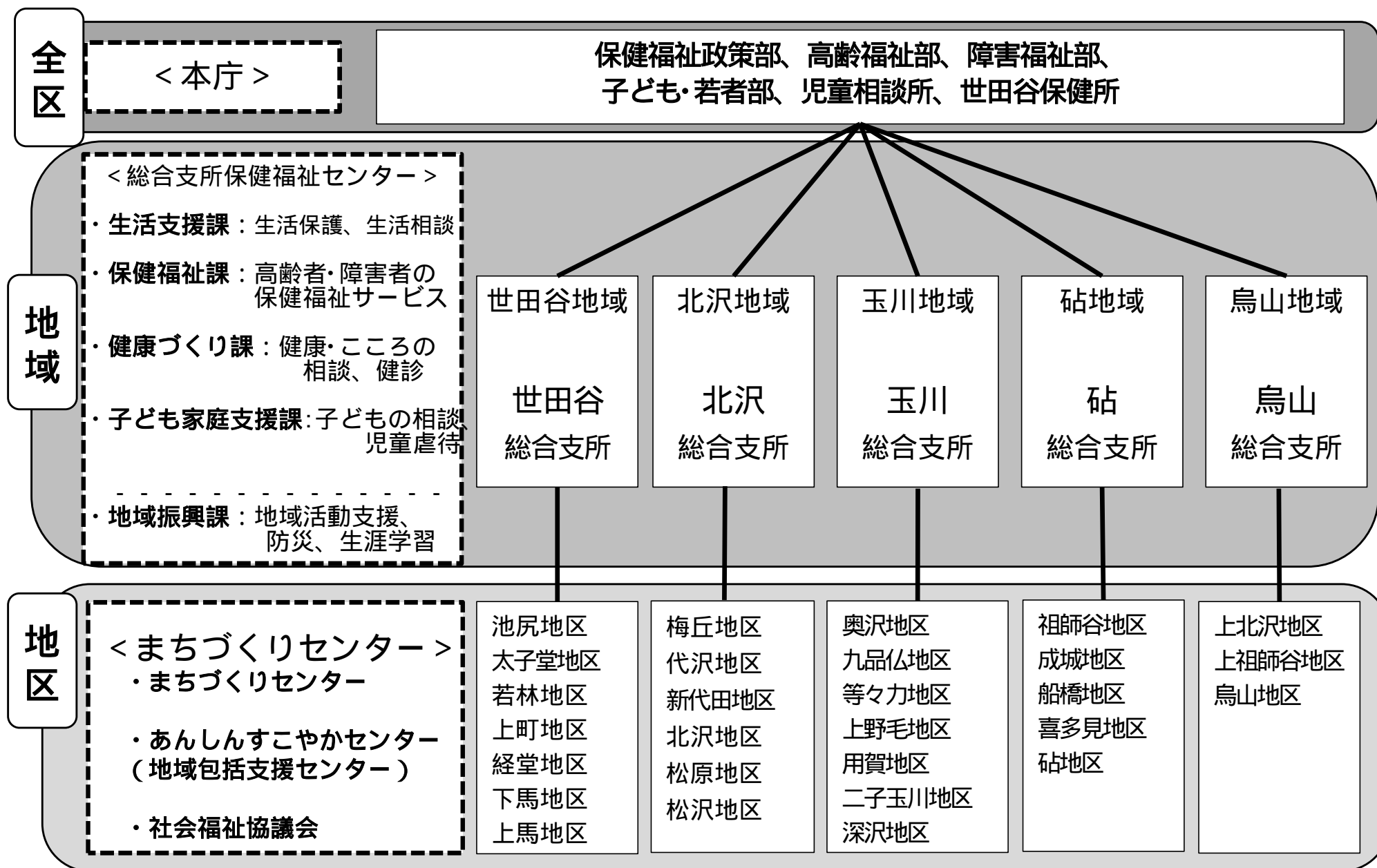
住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

○6期から8期（平成27年度～令和5年度）を通して同じ基本理念としてきたが、
9期計画も同じとするか。

施策展開の考え方（案）

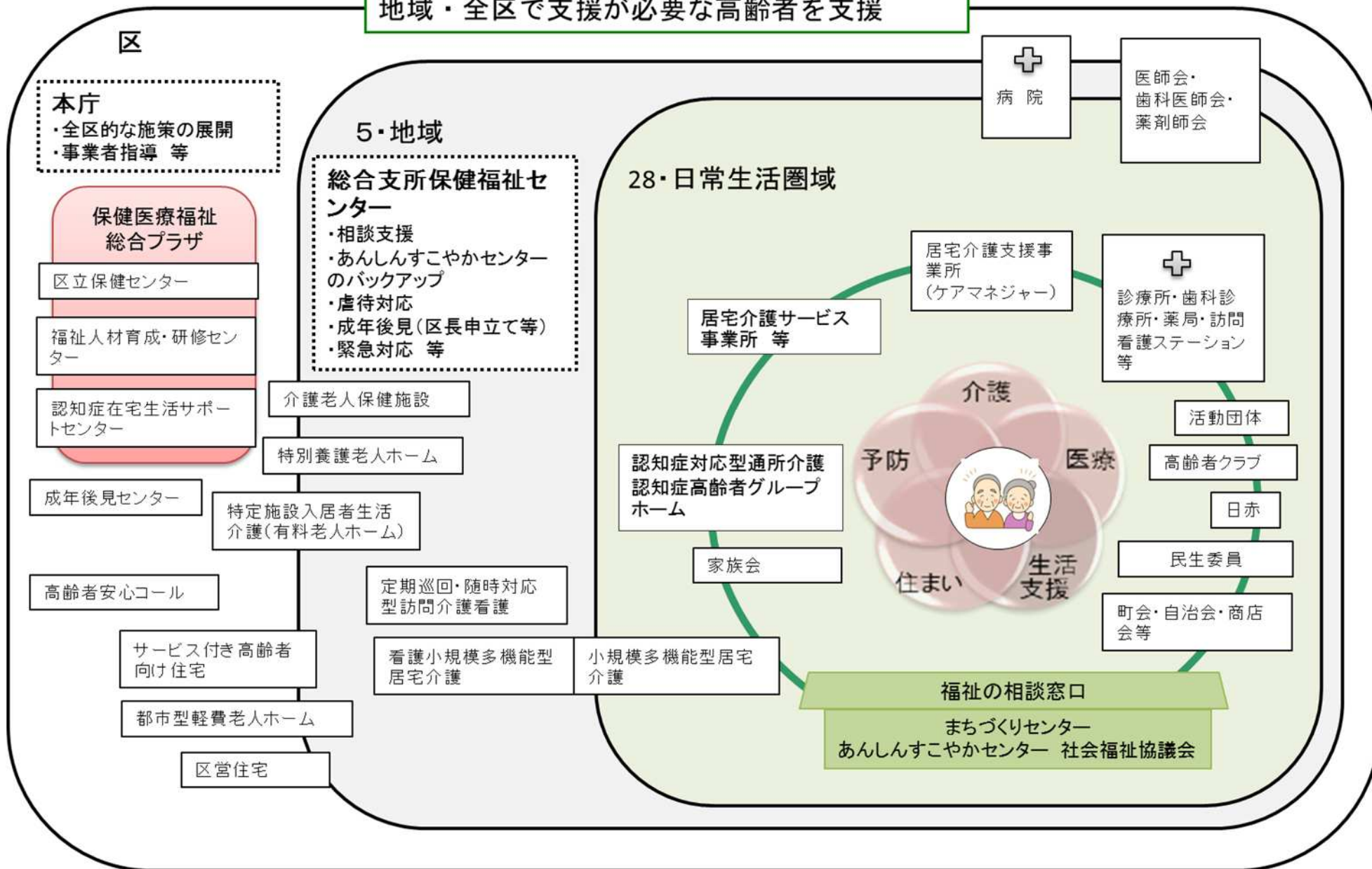
- 1 参加と協働の地域づくり
地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけでの課題解決に限界があるなかで、
区民、町会・自治会等の地域活動団体、医療・介護等の事業者、区が連携し、ともに地
域をつくり、地域の課題解決に取り組みます。
- 2 これまでの高齢者観に捉われない施策
高齢者を支えられる側だけでなく、自ら地域のコミュニティをつくり、支える存在と
して位置づけ、就労や地域活動、介護予防・健康づくり、日常生活の中で全世代への支
援等の出番と役割を見出すことで、心の豊かさや幸福感を感じることができるよう施策
を進めます。
- 3 地域包括ケアシステムの推進
区は、これまで地域包括ケアシステムを「地域包括ケアの地区展開」により、全区・
地域・地区の三層で推進しています。地区では高齢者だけでなく障害者や子育て家庭、
生活困窮、ひきこもり等の様々な相談を受ける「福祉の相談窓口」と、地区の課題の解
決に取り組む「参加と協働による地域づくり」を実施してきました。この体制を活かし、
既存の制度では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに
対応するための包括的な支援体制の構築を目指します。

日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造



世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図（高齢者）

28の日常生活圏域を基本としつつ、
地域・全区で支援が必要な高齢者を支援



計画目標(案)

1 区民の健康寿命を延ばす

世田谷区民の健康寿命は、平均寿命の延びに比べて緩やかです。高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸を目指します。

2 高齢者の活動と参加を促進する

運動や栄養だけでなく、地域活動や就労を通して生きがいや出番を見出すことが、健康につながる事が分かっています。高齢者が支えられるだけでなく、地域や職場において全世代を支え、コミュニティをつくるという役割を持って活躍できるよう、活動と参加を促す施策に取り組みます。

3 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

今後も高齢化が進展する中で、要介護高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれています。高齢者が支援が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区民、地域活動団体、事業者と連携するとともに、DXの推進や介護人材の確保に積極的に取り組み、医療・介護・福祉サービスの確保を図ります。

重点取り組み(案)

1 健康づくりと介護予防の一体的な推進

取り組みの例：保険事業と介護予防の一体的な取り組みの推進、介護予防のための外出・社会参加促進の取り組み

2 高齢者の生きがいづくり

取り組みの例：介護予防・生活支援サービスの更なる充実、高齢者の社会参加の促進への支援、地域人材の発掘・育成・活用

3 在宅医療・介護連携の推進

取り組み例：在宅医療・介護のネットワークの構築、在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援

評価指標（例）

基本理念、計画目標、地域包括ケアシステムの5つの要素を体系的に考慮し、計画目標を設定する。

基本理念（8期と同じ）		指標（例） 令和4年度高齢者ニーズ調査等の結果
住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現		区民の幸福度
計画目標（9期案）	地域包括ケアシステムの5要素	指標（例） ～ は令和4年度高齢者ニーズ調査等の結果
区民の健康寿命を延ばす	予防	65歳健康寿命（要介護2） 主観的健康観がよい方の割合
高齢者の活動と参加を促進する	生活支援	地域活動等の参加 外出頻度 地域等での役割期待度
安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る	生活支援	あんしんすこやかセンターの認知度
	医療	ACPの実践の割合 区民の死亡場所の割合
	介護	要介護認定に関連する指標
	介護・住まい	介護施設整備計画の目標達成度

施策の体系（案）

計画目標等	施策
健康寿命を 延伸する	1 健康づくり
	2 介護予防
	3 重度化防止
高齢者の活動と 参加を促進する	1 参加と交流の場づくり
	2 支えあい活動の推進
	3 就労・就業
	4 見守り施策の推進
	5 認知症施策の総合的な推進
	6 権利擁護の推進

計画目標等	施策
安心して暮らし 続けるための 医療・介護・ 福祉サービスの 確保を図る	1 相談支援の強化
	2 在宅生活の支援と安心できる住まいの確保
	3 在宅医療・介護連携の推進
	4 介護人材の確保及び育成・定着支援
	5 災害・健康危機への対応
介護保険制度の円滑な運営	